

われわれの革命

— 71～72年同大学費闘争— 2.1 決戦

統一被告団冒頭陳述集

同大 2.1 決戦統一被告団

目次

「序文」

われわれの革命 ― 敗北における勝利 ―

一

71-72年同大学費闘争の軌跡（年代記的概略）

三

「（被告）意見表明」

総論

七

各論

二四

まとめ

三七

「アピール」

2・1 同大不当連行告訴・告発を闘う会

五〇

日共の告訴糾弾公判斗争「被告団」

五一

「弁護人意見陳述」

五二

「特別寄稿」

現代過渡期世界と破防法

久保井 拓 三（69年4・28破防法被告）五六

〈序 文〉

われわれの革命

敗北における勝利

革命の発展の初期の段階においては、個々の革命闘争が形式的には敗北をもって終わる、ということが起る。しかし革命は、一連の「敗北」によってのみ、その究極の勝利が準備されるものだ。

(ローザ・ルクセンブルク『ベルリンの秩序は維持されている』)

それがいかに小さな火花であれ、自らが文字通り身を挺して倒れることもいとわなかった歴史的過去への思いいれとは、そして革命の夢を求めつつも敗北を強制されたことへの内的な追体験とは、抹殺し去ることのできぬ過去の影をひきずった私たちにとってどのような意味を持ちうるのだろうか？ 月日は無情に過ぎ去ってゆくという。私たちが歴史のねつ造と逆流に屹立せんとする決意性を持つて、酷寒の中、闘い抜いた日々からはや三年——。もはや何らの気負いも私たちにはない。この三年間の重みは、あの自由の日々を共有し、血の海に共に浴した、無名・無数の、言葉の真の意味でラディカルな同志達ひとりひとりに苛酷な試練をもたらした。得たものよりも失ったものの方が多いのかもしれない。このことは闘いを共有したものしかわからないだろうし、さらにいえば「敗北」を共有したものしかその本当の意味がわからないであろう。いま、それを学費闘争——1 決戦を最後まで闘ったものひとりひとりが胸の中に秘め、それに耐えていることが私たちにとても辛い。ましてや、百数十名の羊の如き不当連行、酷寒の獄中に耐えた四十三名の屈辱、内臓破裂や頭部骨折の痛みに耐えた多数の同志達——このような現実を想起する時、私たちは絶句する。あの私たちの闘いに、闘わなかった人々よりいろいろなレッテルが張られている。それを一言で要約すると、「大衆から孤立したブランキスト的な揆主義」といった意味あいの批判が大勢である。「ブランキスト」とか「揆主義」とか批判するのなら、自ら「ブランキスト」や「揆主義」になつてみるがよい。71年から72年にかけての政治過程は、私たちに「突撃せよ」と駆り立てた、歴史の

中に何度か訪れるひとつの政治決戦の秋であった。「単純だ」とか「馬鹿だ」とかいわれようとも、何が私たちにあって「革命的」であり、何が「日和見主義」なのかを鋭く突きつけるものが確かにあった。だから、私たちは沖繩―三里塚闘争を生命賭けで担うことよって、それに応えようとしたのであり、その質を弁証法的に、つまり一定の発展のうちに、その発展に対して否定的な役割を果たすもう一方の発展を含む、そして相互が相互を止揚するように、教育学園闘争（学費闘争）を闘ってきたのだ。これを「政治過程主義」というのなら、それはそれでよい、その人の政治性がそれだけのものにすぎないのだから。

もう多くは語るまい。私たちは血染めの一線を自ら画したのだから。来たるべき革命の未来に於いて、△バリケードのどちら側に立つのか？▽という革命の意味の問いかけに、自らの△血▽でもって応えたのだから。

現在、同志社大学のキャンパスでは、新たな学費値上げ阻止の闘いが始まっている。これに対し、もはや私たちが何をか語る術をもっていないよう。願わくは、私たちの血であがなった遺産を踏み越えよ。このささやかな文集を、この時期に発行することは、現在の学費闘争とは何らの関連もない。ましてや、現在学費闘争を闘っている諸君のためにして欲しいなどというくだいそれた下心もない。なによりも、あの△自由の日々▽、あの△血の海▽を共有した同志達へのわが公判闘争の理認報告であり、△われわれの革命▽が、三年経った現在でも、決して清算しえない△敗北における勝利▽であることの決意表明である。

最後に、「ブランキスト」とか「早すぎた蜂起」とか批難されつつも闘い、社会民主主義の裏切りを斃れ、さらにスターリニストの歴史の偽造に没した革命家ローザの△遺書▽となった一章を、ある思いいれを込めて、印しておこう！

『ベルリンの秩序は維持されている』ほざくがよい、鈍感な権力の手先どもよ、お前たちの『秩序』は砂の上の楼閣だ。あすにも革命は『物の具の音をとどろかせてふたたび立ち上がり』、トランペットを吹きならして、おまえたちの驚愕をしりぬに、こう告げるだろう

Ich war, ich bin, ich werde sein、
 (わたしはかつて在り、いま在り、こんども在る)」

71～72年同大学費闘争の軌跡（年代記的概略）

		主要な政治過程
71年	4	2. 民青の学館乱入部隊を粉砕 4. 入学式情宣に於ける民青三百名の武装襲撃を粉砕 能勢ナイキ基地解体現地闘争 14. 叛軍闘争第一波闘争 19. 入管闘争第一波闘争（立命に於いて民青の敵対を粉砕） 23. 全学々生大会（秋期学費値上げ阻止を決議） 全学スト 全関西叛軍集会（大阪） 24. 学館へキ乱入 28. 沖繩闘争（東京・一名逮捕）
	5	10. 民青百数十名の自治会選挙武装破壊を完全セン滅 舞鶴軍港解体現地闘争 17. 三里塚連帯集会（学館ホール、山本義隆氏アピール） 19. 沖繩全島ゼネスト連帯闘争、祇園石段下武装制圧（全学闘14名不当逮捕、重傷者数名） 21. 新学友会中央委員会発足 27. 学館へ⊕乱入 自治会選挙

1	<p>6. 佐藤訪米抗議闘争</p> <p>13. 全学々生大会（出席者二千余名、委任状四千七百）</p> <p>「学費値上げ白紙撤回」 山本執行部退陣</p> <p>ロックアウト体制粉碎、全学長期スト権確立</p> <p>を決議し、当局の上からの体校体制を全学バリケード、ストライキ体制に転化する</p> <p>学費値上げ実力阻止全関西統一行動（ホール、六百名）</p> <p style="text-align: right;">全学バリスト</p>
2	<p>1. 封鎖解除（機動隊導入）、明德館砦死守（四名）不当逮捕</p> <p>学生会館中庭で、三百余名抗議集会、再封鎖に向けて、丸太、竹ヤリの突撃隊を先頭に今出川に出立する際、</p> <p>正面衝突戦を展開（百二十数名不当検挙、四十三名逮捕、十名起訴、重体数名）</p> <p>2. 機動隊導入抗議集会</p> <p>5. 全学闘政治集会</p> <p>9. 入試情宣</p> <p>11. 学費闘争勝利・集中弾圧粉碎・派兵阻止</p> <p>全関西大集会（京大・八百名）</p> <p>13. 入試情宣</p>

〈「被告」意見表明〉

統一被告団

総論

意見陳述

いま意見表明にあたり、われわれ「被告」の原則的立場を要約しておかねばならない。最初に断っておくが、これは秩序の司祭者体制の番犬に許しを乞うものではなく、全国でわれわれと同じく裁判闘争を闘う兄弟たちへのメッセージとしておこないたい。

丁度二年前、首都に於いては「沖繩返還協定批准阻止・機動隊殲滅」のシュビレヒコール高く、火焰ビンと爆弾の炸烈する高揚と同時的に、われわれは同志社大学に於いて、「学費値上げ阻止」の闘いを始めた。われわれには何らのためらいも怖れもなかった。数ヶ月に渡る運動の起伏を経て、われわれは自ら退路を断つような決戦状況を自ら創出した。われわれが2・1学費決戦と呼ぶ闘いは、決してその場限りの気分や思いつきでやったのではない。われわれが長い運動の持続と闘う意志の堅持をしつかりわがものとして、持てる限りの武器を、確かに武装の問題では初期の段階ではあったが、

持てる限りの武器を手にして多くの最良の学友達とともに闘い抜いたのである。その同大学費闘争全体を代表してわれわれ十人の「被告団」は、72年2月1日以来、権力を持てる人達の勝利感がなし崩し的な秩序を創り出すという、そしてわれわれの運動もその情況に収斂され支配されるという客観的敗北過程にも拘らず、一本の筋金、つまりわれわれが闘いの中で垣間見ることができた武装の根拠のほしくれだけは売り渡してはいない。本公判が、権力を持てる者による階級裁判の場であり、われわれが「武器をとるべきではなかった」といわない限り、われわれにはブルジョア裁判の原則に従って有罪を宣告されることは、東大裁判以来の幾多の例をふり返るまでもなく、われわれ自身わかっている。公平な裁判を行えとか、もつとわれわれの意見を聞けとか泣き声を言うのではないのだ。階級裁判には、プロレタリア革命の原初的論理を対置しなくてはならない。われわれは二年前の2月1日に共に闘った最良の同志達の意志に反して権力を持てる人達に屈服はできない。国家のありとあらゆる暴力には、その終局的廃絶を目指して断呼として受けてたつ。

既に、60年安保の坐折の後、ベトナム反戦闘争に始まった日本に於ける本格的な革命運動の位置は、ロシア革命の転回と比較してみるならば、一九〇五年革命の段階に到達している。この数年間の「自由の日々」はわが第一革命であり、革命の総稽古であった。確かにわれわれは敗北を強制された。しかし、運動が突き当たった壁をしかと見極め、その階級的壁を突破し、必ずや次の高揚の波を峰起し臨時革命政府樹立・プロレタリア独裁へ至る階級決戦として体現する為に、われわれの主體的鍊金の場として、本公判に於けるわれわれの与えられた階級的任務があるものと信じている。全国で無名・無数の兄弟達が、さほど遠くない過去に於いて最も革命的であつ

たが故に、いまも最も革命的に裁判闘争を展開している。だが誰が武器をとるべきではなかったと言っているであろうか？ 仮にそういう人がいたとしても、その人がかつて革命的意志を持っていたという敵とした事実から、やりたくてやりきれなかったその意志をこそわれわれが果たしてやるであろう。

以上のことを前提に私の意見表明を続けるつもりであるが、これはもちろん、この二年有余、私がほんの一步・革命の荒野に踏み出して以来考えてきたことであり、ここでもう一度踏みとどまって検証し、決して譲られることのないプロレタリアートの心臓と頭脳にまで高めあげようように、確実に一步主体的な飛躍を克ち獲りたいと考えるものである。

60年代の教育学園闘争—全共闘運動の熱気の後をうけて、それを如何に継承し、如何に越えるのかという課題を投げかけられ、われわれが闘い抜いた同大学費闘争—2・1決戦は、これが余りに質的広さと深さを孕んでいたが故に、われわれに多くの偉大な教訓を与え、と同時に、権力とその従僕どもの暴虐ぶりを満天下に曝し出した。このことは、周知の通り（裁判官、検察官諸君！知らないとは言わせぬ）、警職法の乱用による百数十名に及ぶ無差別撲撃という、ブルジョア新聞も驚くものである。しかしながら、二月一日の血の弾圧が、大学当局の要請による京都府警によって直接加えられ事後処理を検察庁、京都地裁が引き受けるといふ、まさに背後に巧妙にしくまれた陰謀と「密集した反革命」に対し動転し「武器をとるべきではなかった」と自らがやってきた闘いを清算するのか、それとも「革命は密集した反革命を生み出すことによって前進する」というマルクス以来の古典的命題を継承し、敗北の根拠を主体的な武装

を名のる全ての部分が、9・16の地平を継承しようとしたし、その故をもって現下の破防法体制を突破せんとした。たとえ学園闘争といつても、それ自体に自己限定することは日共の二の舞いに陥むことは必至であり、どのようにプロレタリア革命過程の一翼として運動を対象化し措置していくのが、当時の三里塚—沖繩闘争の高揚と関連して火急に迫られたのである。学費闘争はもちろん、さし当つての目標を「白紙撤回」とし、そのいわば「改良の果実」の追求を直接的契機とする民主々義闘争の端緒とするが、客観的にみても教育の再編過程からくる諸要因によって、民主々義闘争一般に止めて置くことは自ら支配構造の泥沼にはまり込むのであり、主体的には最大限網領の見地をも同時に敷衍し、階級的拡がりを持つ全人民的政治闘争の質にまで高められねばならないのである。このことは、60年代後半の、学費闘争の二つの典型——6年明治大学学費闘争の敗北と67年中央大学学費闘争の勝利的—永続的転回の教訓の中から普遍化しえるだろう。

そのような71年秋の総体的階級情勢は、69年以後の後退を強いられた局面を一定程度突破しようような高揚にまで発展したし、われわれをして「日本階級闘争の構造的転換点」とまで語らせる程であったし、「突撃せよ」を合言葉として必死に闘い抜いたのである。さて、沖繩返還協定をめぐる日本帝国主義の危機の発現は、その深部に孕まれる腐朽性・寄生性から、大学の存在様態をも、これが支配構造の一環としての現実形態を持つ限り、大学当局をして「累積赤字経営」といみじくも語らせるように転機をもたらしたし、教育の全面的な再編を迫った。それが全国一斉の学費の大巾値上げとしてかけられたのであり、だがしかし、その大衆収奪と反動的教育政策に抗して広範な学生層の階級的憤激が噴出したし、三里塚—沖繩闘

の根拠の問題として対象化していくのか——2/1の戦闘の一点の火花は容赦なく二者択一のサイを投げたし、われわれこそは後者の立場をきっぱり選択し、この二年間、常に念頭に置いてきた。「民主々義者」顔をし、味方顔をしたエセ民主々義者の多くが、はじめは「批判の自由」を謳歌していたのが、己れの暴力性が粗上りのほり、暴力性を政治過程に行使することでしか言葉の真の意味での民主々義も表現しえなくなったとき、いつの間にかわれわれの周りからいなくなってしまうた。生きた階級闘争の現実の中で打ち鍛えられ、血の海に耐えたわれわれは、エセ民主々義者の如く敵前逃亡はしないし、ブルジョアジーの利益と秩序の代理機関である裁判官や検察官諸君に裁かれる為に本公判にやってきたのではない。「血の2・1」を怒りを込めて振り返り、革命の歴史的遺産として学生運動史の一ページに定位せしめんが為に、ただその為に、上からの階級解体策動を粉碎し、革命の錬金場に転化せんが為にやってきたのである。だからして、まずわれわれは、「学費闘争をどのように闘い、何を獲得せんとしたのか」という、全く正しく、全く敵とした歴史的事実を、そしてその意義と正当性を明らかにしなくてはならないであろう。

さて、われわれの出発点は何であったのであろうか？ 71年9・16三里塚東峰十字路機動隊殲滅によって表現された日本階級闘争の一大到達点と構造的転換点を、革命的左派の立場からする主体的対象化とその継承発展をなすということが、当時の、そして現在も首尾一貫としたわれわれの武装の根拠であった。三里塚闘争に対し、また革命の政治過程のダイナミク的な転回に対し、いつも第二線にあつて「革命主義反対」を弱々しく唱えたり、（急進的）民主々義闘争の延長線でしか扱えられない部分は論外としても、当時の革命派争という全人民的政治闘争に決起した労働者階級の闘いとがっちり結合し、帝国主義段階の「上からの国民統合、下からのファシズム意識の醸成」という反革命的再編、国民統合、侵略戦争政策の支配のくびきを断ち切らんとする暴力革命の鋭角的武器となつて、支配階級に更なる破防法体制常態化のオブセッションをもたらしたのである。われわれは、ブルジョア合法性の枠に限定しない闘い、議会的行動や口先の抗議に満足しない闘いとして、大学とこの基盤である資本制的生産様式に対する実践的批判を物質化した。

学費闘争では一体何が問われていたのか？ それは断片的に政策に対し弱々しく反対の意志表示をすることではなく、即目的に政治過程に登場することでもなかった。もっと深く、構造的な対象把握が粗上りのほり、資本制的生産様式とその物質的諸関係の基底的要因である分業の、教育に於けるブルジョア的な秩序形態総体に対する思想的—実践的批判にまで切り込んでいくことであつたし、そこまですりきつていく志向性なしには、60年代より更に封じ込められた大学という共同体幻想を越えることはできなかったし、学園闘争を媒介として階級の闘い、すなわち全人民的政治闘争と真に結合することはできなかったであろう。また学園闘争を全人民的政治闘争の質にまで高めることもできなかったであろう。ガキの遊びではあるまいし、アレヤコレヤ即目的な不満を述べたとしても、そしてそれが一時的に盛り上がったとしても、実際に権力を持つ者は、たとえば十二月の段階で試験を全てレポートに変えたことに典型的にみられるように、大衆の不満を和らげることにだけかけているのであり、更に卒業や入試のことをもってこれば「大学がつぶれる」の一声で恫喝でき、究極的には、学生の特権利害や、学生と大学の共同利害も、階級利害で統合しえることを忘れては、いくら外形的・現象的

には「戦闘的」であつたとしても、改良主義に転落する。

周知の通り、大学当局からの一方的「学費大巾上げ」攻撃に対する即自的反発の盛り上がり、常にわれわれは先頭に立つて、それを10月30日の秘密理事会への介入から、11月11日の学長団交を起点として、数度にわたる学生大会やストライキなどによって、総体としての一定の意識性を高め、全ての「心あるもの、誠実なるもの」をわれわれのもとに引き寄せ、運動の大衆的物質的基礎とした。しかし、この限りに於いては即自性―自然発生性―自然成長性のレヴェルを出ていないのであつて、層としての学生の個別利害からくる未だ小ブル的な観念の浮遊―特殊利害でしかなく、それらはブルジョア社会を構成する物質的諸関係から大学に対する反発、不満として絶えず生まれてくるものであり、これとて一定程度までは大学の共同利害とは相容れない側面を持つが、ブルジョア階級の階級利害によつては、一片の公示という名の恫喝でもつてさえ統合されるのである。われわれは、われわれの革命派という社会的立場から、マルクス以来の古典的認識を現代的に復権せしめるように、まず『ゴータ綱領批判』の立場、すなわち資本家階級に対する労働者階級の経済的・政治的及び文化的隷属の根底が、経済的隷属にあり、終局的には、労働者階級の経済的解放そして賃金奴隷制の廃絶なくして政治的・文化的解放もなく、またその逆もありえないという資本主義批判の原則的立場を踏まえて、そこから権力問題の把握そのものを問ひ返し、土台そのものの置き換えをめざす事業の一端緒とするという目的意識性のもとに「計画としての戦術」を駆使すること――そのことによつて運動を鋭角的にしたのである。すなわち、学費の問題もそれだけをとつてみれば学園内の学生層と当局との直接的対立という形態をとるが、そこに占拠―バリケードストライキと

るに違いないインパクトであるだけでいいのである。かつてどのような闘いがあつたのかということぐらいならば、いつもわれわれの闘いに聞き耳をたてて、これを職業とするしか能のない京都府警―中立売ゴロツキ―集団や大学当局―ダメオヤジ一家の人達の方がよっぽど詳しいでさえある。だがしかし、問題の本質は、その運動が階級的であつたのか否かにかかつているのである。

なによりも、われわれの運動は、国際主義と革命的敗北主義という、わが革命的左派の出生の秘密を色濃く孕んでいた。その核心は「自己批判のタタキ売り」や「連帯」一般を空叫びすることにありではない。いうまでもなく、67年10/8の血の叛乱の宣言以来の激闘の中で煮つめられてきた権力の問題にあるのであり、東大―日大闘争の政治的勝利、9/16の物理的勝利をはさむ、だがしかし総体としての思想的・経済的生成の主體的未熟からくる敗北の過程は、「最後の勝利」がどのような性格をもっているのかをつきつけているし、こうしたことが明らかにされなくては玉碎主義や、骨の髄からの敗北主義そのものになるのである。歴史的にもつとさかのぼれば、一八七一年のパリコミューン以来の世界の階級闘争の歴史は、思えば敗北の連続であつた。その中で一九一七年十月ロシア革命の栄光は人類前史を総決算するものであり、過渡期への突入であつた。だが、現代過渡期世界は、レーニン死後の第三インターナショナルの変質と、トロツキーに代表された左翼反対派の政治的敗北、ドイツ危機の連続的敗北を大きなファクターとして、歪曲せしめられ、スターリン主義の物質化を招来せしめ、敗北につぐ敗北を強いられるという歴史過程のくやしさを見るならば、われわれは、敗北と後退と孤立は、必然の領域から自由の領域へと踏み込むまで、甘受しなくてはならないのかもしれないのだ。そうだ、最後の勝利を、わ

いう具体的戦術の駆使による分業生産のマヒを媒介に全人民的政治闘争の質を持ち込み、全社会的矛盾に目を向けさせ、階級闘争の広さと深さへと自らもその一環に組織させ、運動を構造的にし、それでもって無媒介的な直接性という貧困の表現を克服し、階級的憤激、さらに戦闘性へと転化させ、再び学費値上げという個別矛盾を把握させんとしたのである。だから、学費値上げ阻止の闘いも、それ自体として自己完結させてはならなかったものであり、値上げという課題を契機として、「値上げ阻止―白紙撤回」という、全く正しい此岸化された「改良の果実」を獲得していく過程が、即ち、同時に一体的に、資本制的生産様式とこれを基底としたブルジョア教育秩序を暴露・批判・解体・止揚していく運動として鋭角かつ構造的に展開されねばならなかったのである。何故ならば、現在の大学は何かある毎に機動隊を直ぐ導入したり、ロツクアウトしたり、既に「国家の為の大学」として封じ込められているのであり、学費値上げを更なる跳梁台にそのより反動的な再編・強化をなさんとしていたことをわれわれは確認したからである。だからこそ、土台と権力そのものを問題とするような闘い方をしなければならなかったのである。このことが最も凝縮してもろにわれわれに投げかけられたのが、とりもなおさず二月一日をめぐる数日間の緊張した攻防であつた。われわれもまた、持てる全力量を賭けて闘ひ抜いたのであることはもはやいうまでもない。

いまここでいちいち、学費闘争の事実経過を詳しく述べることもないであろうし、2・1の熱っぽいインパクトは革命を支持する多くの人達の胸の中に確固として消えないというただそれだけで、そしてそれが来たるべき階級決戦にあつてもわれわれを支持してくれが政治的飢餓の極北へと向かうところの垂直感覚の杭を胸元に打ち込まなくてはならなかったのだ。一步も退かず、決戦が迫られ、そして自らが先頭で闘うことが迫られたとき、敵前逃亡するのは許し難い日和見主義である。敵に捕われることはブルジョア民主主義者でないならば、もちろん少くとも覚悟しなくてはならない。しかし、だからといって敵に捕われても革命精神というのは決して売

り渡すことはできないであろう。われわれは権力に捕われることも、一時的に大衆の中で孤立することも恐れなかった。革命性と階級性をつきつける問いに実践的に応えきろうとし、大衆にインパクトを与え、それでもって階級形成をなそうとしたのである。そうしたことが革命的敗北主義の精神であり、全ゆる被抑圧プロレタリア階級と結合するという国際主義のガイストへの、実力闘争を媒介とした、われわれの立場からするところの接近でもあつたのである。

そうした中で、来たるべき階級決戦に於いて「バリケード」のどちら側に位置するのか? √として△のような革命をおこなうのか? √という、革命の意味と原基を錬り直す根拠へ向かつたさやかな一点の火花　これがわれわれをして2・1決戦といわしめる闘いであつた。そして、あの機動隊の暴虐や、「同志社の良心」を潜称し、その実、秩序の司祭者である当時の山本学長以下同志社官僚（そのメンバーが現在では変わつているとはいえ、たとえばスターリンが失脚してもスターリン主義の本質は何ら変わらなかつたように、学内権力の本質―ブルジョア階級社会の下請けブローカー―は変わつていないのである）を決して許す程、われわれはお人好ではない。そのおとしませをつけることなしには、われわれの再度の武装の出発もありえないであろう。

さて次に、われわれの闘いの持続の根拠、すなわちさきやかではあったが武装の根拠はどこにあるのかという普遍的な問題に論を進めていかねばならない。もちろん、世の文学青年がいうように、「情念」や「感性」一般にあるのではないし、一般的に「主体性」や「自立」、「関係性」、「関わり方」一般を強調してもなんにもならない。それらがいくら必要だからといって、支配構造や権力体系の下では、奴隷の言葉でしかないのである。思想的には、マルクス『ヘーゲル法哲学批判序説』の次のくだりの古典的概念に依拠しうるのである。

「批判の武器はもちろん武器の批判のかわりをする事はできないし、物質的な力は物質的な力によって倒さねばならない。しかも理論もそれが大衆をつかむや物質的な力となる。」

ここでいう物質的な力、すなわち「武器の批判」は、『ドイツ・イデオロギー』でいうところの「共産主義とは現状を止揚する現実の運動」ということであり、対象的な力ということである。このことはまた認識論のレヴェルでも客観的把握と主体的存在の媒介的統合をなす動因ともなるのである。いまここで一つことわっておくが、この公判の場でこうしたことを述べるのは、決して裁判官や検察官という、無原則を原則にまでまつりあげる荒唐無稽な理論の持ち主であり、どここの馬の骨ともわからぬ連中を説得しようなどという助平根性は持っていないし、奇妙きつてな起訴状を書きあげた検察官諸君の「認識論」を検証するたしにでもしてくれればいいのである。

ところで、世の主体性唯物論者の口を借りるまでもなく、マルクス主義の核心は、『ドイツ・イデオロギー』の古典概念に明確なように、実践概念にある訳であるが、「平和と民主主義」の理念にのびき獲得目標であり、秩序の司祭者体制の番犬どもに対するさきやかな挑戦状である。敗北と危機の孕む構造にあるわれわれの存在形態を、過渡期世界の地下深く潜む革命の歴史の遺産との出会いを契機として、階級危機のせめぎあいに耐えうる対自性へおしあげ、情況への随判や自己権力運動を拒絶する武装の根拠へ向かいたいと考えるものである。このメルクマールとなるのは、いまや、かつてどのような闘いがあったのかということよりも、かつての歴史的な闘いのどのような総括をおこなうのか、そしてその方法論をどのような歴史的教訓と関連させて獲得するのかということであろう。このことは、われわれの学費闘争が全国学費闘争を代表し、この指導性を賭けて闘い抜かれたことからして、そうしたところまで煮つめあげていくことが問われている。われわれはきつと応えきつていくであろう。

67年10/8から72年5/15に至る高揚の起伏と、とりもなおさず2・1学費決戦は、われわれの一九〇五年革命Vであり、われわれが自ら革命の現実性Vを視ることが出来た貴重な歴史的経験であった。権力機関としてのソヴェトこそは物質化しえなかったが、実力占拠という闘争形態が一時的ではあれ、資本制の生産様式をマヒさせ、バリケード戦という武装蜂起の初期の段階としての近代的市街戦にまで発展したことをこそ見なくてはならない。今後われわれは、もはやその二番せんじは出来ないが、だからこそ過渡期世界の革命の未完の光芒とくやしさを教訓化するという下向過程の任に耐えるであろう。必然の領域から自由の領域までを対象把握の目的意識性とし、帝国主義とスターリン主義による狭撃と両者の平和共存に耐えうる革命的思想的拠点を、唯物史観の古典認識(第一インターナショナルの階級闘争の原基)と、レーニン・ボリシエヴィズ

つとった戦後民主主義の擬制が終焉した現在にあって、実践概念の意味をアレコレといくら並べたてもそれは所詮、合法マルクス主義の枠内ではないであろう。われわれは、更に、古典的概念の実践概念の核心を把握した上で、武装の根拠へと踏み出さなくてはならないのである。すなわち、いうまでもなく、67年10/16を経て5/15に至る一歴史過程以後、打ち続く主体的敗北と、帝国主義の腐朽性・寄生性の深部からの危機の現実形態的発現の狭間において、われわれのより深く、より強固な再武装の根拠をきざり、個的存在を対自性へとおしあげていかねばならないのである。その前提条件は、階級闘争の現実が投げかけた「血染めの一線」であり、これもまた現実が投げかけたところの突き当たった壁。この歴史過程の光芒とくやしさをしかと見極めることであり、わが政治的飢餓の極北へ向かう垂直感覚の杭を対自的にまず打ち建てることである。ここから、「目に見える成果」から規定した活動ではなく、階級性とこれに基づく認識論を媒介に、敗北と危機という階級的壁へと切り込んでいかねばならない。この方法論として、われわれが過渡期世界と呼んできたところの革命の転回過程と、いまだ「未完の革命」と呼ばれる根拠をたぐらねばならないのである。そこに於いて、革命の敗北の根拠を、血にまみれた歴史の遺産として把握し、そこにいまや死に瀕せんとしている革命の魂の一かけらにでも触れたいと考えるものである。われわれは、革命のプロカーでも合法マルクス主義者でも、またブルジョア民主主義者でもない。そう易々と骨の髄まで武装解除はしない。敗北を強制されたとはいっても、その危機の階級危機への転化の問題、武装と武装解除の根拠の問題を、われわれの時代に於ける諸問題との射程で検討していき、来たるべき武装の告知を呼び戻してやること。これが絶えず問い返していく

ムに代表されたロシア十月革命への道、プロ独から内戦へ向かうロシアの「革命の熔鉱炉」の諸問題、そして左翼反対派の政治的敗北の主体的反省とトロツキー主義の止揚等に対する再検証として表現していくであろう。

現在、破防法体制常態化の下、権力ー政治警察は、ブントをはじめとする多くの60年代の革命的諸組織を文字通り解体せしめ、日本共産党や革マル派や社民勢力をその腰元にするに成功した。だがわれわれは個別に分断を強いられているからといって、かつてのリープクネヒトの虐殺や、トロツキーの頭上に振り落とされたピツケルの悲劇を許すことはもはや出来ない。われわれの勢力は確かに革命的少数派であり、いまだスターリン主義者や社民勢力の跳梁を許してはいる。だが内的に複雑なパラドックスを孕む歴史過程は時に弁証法的ともいえるダイナミズムを爆発させるのである。これは唯一、帝国主義の下部構造に於ける不均等発展が階級の危機にまで醸成された時のみ見ることが可能となるのである。そのときこそ、武装蜂起の条件性が、ブルジョア階級が最も怖れる暴力革命の嵐がやってくるに違いない。もはや、方途を喪失した帝国主義の寄生性・腐朽性の極度の現実的発現は、恐慌か戦争か選択の道はなく、このとき革命的危機に転化し、再びわれわれが武器を握りしめる政治過程が到来しよう。

かつて最も革命的であったが故に現在も革命的に裁判闘争を持続している全国の無名・無数の兄弟達との、来たるべき革命的危機階級決戦までの永続的な合言葉は、「分かれて進んで共に撃つ」ということである。少くとも私自身の革命責任Vは果たす決意である。

冒頭陳述

72年同志社大学学費値上阻止斗争に起点し、70年代世界を想定せんとした内容は、おのずから自らの存在基盤を包みこんでいたがゆえに、あくなき一連の闘いを併記しなければ語りえないものである。学費値上げにからまって、我々が闘いとして行動提起してきたのは、まさしく、一連の社会政治動向の中において現状に対する結果報告としての学費改訂案が支配秩序の変容を伝え、その秩序形態への移行を総力をあげてまとめあげようとした教育産業資本家の権力総体につっかかかっていく闘いとしてである。闘いのジャンルと化している現代において、いぜん我々の道は迷路である。しかし、その密生した闘いの中に一閃の烽火を報いる必要があると同時に、現状全体における一つの闘いの重要性の中にこそ、古い枠から新たな大道への70年代の闘いの始まりがある。学費斗争の本質とは、いうまでもなく、大学総てにかかわる学園斗争である。67年秋以降全国的な学生の一斉蜂起と市民、労働者による政治運動の昂揚は、帝国主義政府との一沖繩・三里塚斗争の激戦の中で、くり返し何度となく一政治対決として具体化されてきた。その重要な一つ一つの闘いの中で、我々は育ち成長し、70年代への画期点を全学無期限バリケードストライキー学費値上実力阻止の闘いの中に生みだしてきた。学費改訂粉砕斗争に突撃した我々は、60年代からの学園斗争に連続して、67、69年三年間にわたる全国学園からの一斉蜂起を過去にはうむり去ろうとしている部分に対して、71年学費斗争は斗争部分の忘れ難い一コマとして焼きつけられたことを明らかにしておくと共に、我々にとって革命の方法を選定するには及ばないまでも、確実にその中の革命の現実性へと一歩近づく上にも、我々がその現実

ことこのことに打ち固められた一個の人格として、当法廷に立つていくことを言い添えておきたいと思ひます。

以上の点を踏まえ、学費斗争のもつ意味について言っておかなければならないと思ひます。学費斗争が、かかげた問題点は、まず第一に、学園での闘いが、帝国主義政府との対決一政治斗争の中で確固とした位置をもつことを決定的にした全共斗運動の成果を更に深化し、斗いに具体化するべき任務を帯びていること。第二に、学費値上げに対する反発の行動としてではなく全国学園斗争の総括の上に立ったものとして闘いの過程一連続を歴史的にする必要とその指導の任務があること。第三に、帝国主義国内秩序再編の足がかりを築く政治的要を打ち砕く闘いが不可避であり、政治過程における重大な内容を有しているが故に、学費斗争は、値上げを期して展開されんとする教育秩序の再編を射程に入れたものであること。第四に、教育政策の矛盾に対する自覚を軸にした学生の「値上げ」に対する怒りと大衆的決起を、明確に総再編に対決する斗いに団結しうる指導性と指導力をもつものへと、飛躍するそのダイナミズムに、我々は全総力をもって結集するものであったこと。それ故、我々は清算できない闘いの過程をひきずりながら、現在塗りこめられた秩序の中に温床をはり、まつわりついている全ての改良主義者やリベラリストを一言の余地なく許すことはできないのである。「インフレ物価高」から『赤字経営』まで、なりふりかまわぬ「値上げ教育論」を看板に帝国主義教育は進められている。その中で、「学費値上げ」を善悪で片付けようとした部分を集めた日本共産党は、闘いの方法も分別できずに結局、警察権力一機動隊の出動をまって「教育」の問題にしよというハレンチな行動にでている。文部省政策のガードマンのごとく「社会暴力一掃」を唱えて、各県警察署に活動家リ

性をはらませて、当法廷に立つていくことを言っておきたい。

現在、容しやなく流入する秩序維持への思考は、明確に現状秩序のブロックとして群形成され、権力支配の思考に丸抱えされている。恐しいことに、次々と芽を出す若い文化までも悪泥しく横流しされる。この根源は、いままも以下のことに根付いている。R民主主義の支配形態が、法体系一裁判過程一現行秩序再編維持という合理性から凝縮している。まして、国家統制機構を総動員して枠組みきかっている法執行の権力支配が、いぜん国民収奪を基盤とした社会秩序を強制し、賃金奴隷制社会を成立させている。資本主義体制を原則とする中であつては、種々の社会矛盾として散在しながらも、一切を「政策」強行と「法改正」それにより続け行政執行の形態をもつ政治的再編によつてそれを隠蔽し、あたかも経済社会が法治社会を必要不可欠とし、国家的国民総合意が「一大政策」であるかのような逆頭劇をR民主主義形態にのつとつてやりとげるのである。

我々の闘いの本質に明確なのは、誰が悪いかなのではなく、歴史的必然を獲ちとる権力である。そこにおける行動にこそ思想が介在し、力の対決が存在する。我々は、執ように、支配権力との対決を試み、幾度となくその政治対決を連ねながら、70年代世界を征覇していく過程をたどっている。そして、いま世界を覇を奪は、帝国主義者の侵略と収奪に屈せず、革命的民族の戦士達が放つアラブの戦火であり、ベトナムの戦火である。帝国主義Rの支配を許さず、占領地での銃撃戦一ハイジャック斗争とその攻勢は、70年代の革命斗争を代表している。それを指導するち密さと勇氣ある行動に、連帯する闘いは、韓国学生の決起そしてタイ学生の政府打倒への闘いと繰り広げられている。私達は、その斗いにかつさいを送り、更に大胆に70年代世界を想定し激斗の成果を踏みしめ大きく飛躍していく

ストを公表し、最後には、「告訴」なる手段をとつて帝国主義大学防衛をやつてのけていく。これらの現象は、常識論を背景にした小心なインテリの行動を代表している。良心的、自由主義的といわれる改良論の思考からの一貫した行動様式である親衛隊は、秩序プロツクの編成過程で必らずや現れてくるものである。改良主義は、絶えず闘いの歴史を清算することから生まれ、はびこるものである。我々は、学費斗争の本質をつきつけ、現在進行する秩序プロツクの再編成を打ちくずしていく任務がある。一但、口をとぎした、インテリ達のつぶやく「反省論」はもはや必要ではない。ゲバルト戦をやり抜いた同志・学友の牙こそ、その結集した力をみがぐことこそ、現在必要なものであると考えます。

以上の任務を帯びた学費斗争は、これ以降もダイレクトな影響力をもつて展開していくであろうし、打ち続く支配秩序の攻撃に対し、巨壘のバリケードと拠点の形成を生みだし革命運動の飛躍を担つて進んでいくものです。

当裁判は、闘いの中から「りんかく」を現わした権力の本質を闘いの場へひきずり出す一過程であり、大学当局を中心とするそれにまつわりついた腐敗物一切をえぐり出して、我々の傷口を更に広げるために、敢て立つた場所ではない。痛みを分かち合うR民主主義幻想の枠を越えた時点での対決として、世界の歴史的激動は、登場している。我々も又、その歴史的画期点の点に立つて、新たな時代を担う意志を固め、支配、差別、搾取の現実を塗り飾つた現代資本主義の毒物たる者として、成長していかねばならない。当裁判のもつ意味が、洗脳機関としての司法機構をもつてした弾圧処理である以上、我々の第一の任務は、我々の第一の任務は、起訴状に記された犯行事実の無意味なからくりを暴き、学費斗争の勝利をあくまで

追求していくことであると考えます。

以上

意見陳述

「さまり」なり、「法」なり、一つの秩序と秩序体形を構成するものが、たとえ「一般的」では在り得ても、決して「普遍的」でも「普通」でも無い事に気づくのに、大した時間も、経験も知識も必要ではありませんでした。私達にとつて、どう考えても正義であり、当然である事を、それを当然にも実的な表現—行為—として、なそうとした時、「さまり」なり「法」なり、それらは全て一つの立場の代弁であり、一つの立場にとつての正義であり、当然でありました。明らかにそれ等は、「私達は、自らの利益と権利とを保障する、有りとあらゆる権力を私達が自らの手に獲得しない限り、私達は、自らの表現の何一つも為し得ないのだ」と言う、真理を私達に確信させる以外の何ものでもありませんでした。同志社大学に於ける、「学費値上げ実力阻止闘争」は、私達にとつて、正義であり、当然でありました。逮捕され、起訴され、一月月の勾留を経、「被告」として今、この法廷に立つ私達にとつて、自らが今、この法廷に立たされていると言う事が、何も「不当」だと思ふのではなく、それは私達が、あなた方に単に勝てなかった、私達が単に、あなた方に打ち勝つ力—暴力—を持ってはいなかったのだと言う、実に簡単な結論を引き出す事が、自らの今こう在ると言う立場の、最も正しい把握であると考えます。もともと、様々な様相を程して巧妙に加えられ、強化される、人民に対する分断—抑圧—管理—支配と、その結果、既成の事として存在するもの一切の打破を、自らと人民の団結—解放—の為に願つた私達にとつて、「法」と言う名の、今、

意見陳述

まず最初に私は学ヒ斗争を全精力を注いで斗つた者であることをはっきりとっておきたい。

本公判に対して私の意見はまずこれまでの「政治裁判」がそうであつたようにこの公判自体が学ヒ斗争を斗つた者たちに対して敵対しているのしか見られないことである。その理由は、我々の学ヒ斗争が、大学の経営・管理の矛盾の蓄積の中から露呈したものであるにもかかわらず、大学のギ制の秩序—機動隊導入、ロックアウト体制を見よ—の名の下のこの矛盾を一切陰ペイした形で学ヒ斗争に終止符を打うとしていることである。そして本公判はそういった学ヒ斗争の圧殺に精力的に加担しようとしているのである。それは、この公判がいかに民主的な装いをほどこしていても、学ヒ斗争の思想的表現である明徳館死守戦、学生会館前の機動隊突破戦という事実、現実的行為に建造物不法侵入、不退去罪、公務執行妨害、傷害、凶器準備集合罪、建造物不法侵入、不退去罪等々の法的基準を適用することによってしか学ヒ斗争を扼えられない限り、学ヒ斗争が有している本質的な問題は決して解決しないどころか学ヒ斗争を機動隊という暴力装置を駆使して終エンさせようとした同志社大学首脳陣と同一の視点に立っているということである。

72年の2月1日の学ヒ決戦から二年が経ようとしている現在、大

裁判長が依つて立たれている既成の事に、私達が抵触するのは極くあたり前の事であり、「そんな奴には、こうするのだ」と言う、「みせしめ」として、裁判長がこの公判を行なわない限り、あなたがこの公判に出てくる意味は一切無いのだと、既に、あなたには、お判りの上での事だとは思いつつも、改めて、私の方から申し上げたいと思います。「気持ちには判るが、方法がいけない」という発想は、私達に対する冒とく以外の何ものでもありません。真に「変革」が何であり、「思想」がいかなる苦悩と、煩悶の積み重ねの結果として、「行為」にまで高め上げられるのか、と言う、真に問われるべき真摯な問題提起からの明らかな逃避であり、それ故に、それらがあたかも別のものでも在るかのように切り離し、「判決」という一つの結論を引き出し、それで事足りれりとするあなた方の営為は、愚劣であり、思想に対する陵辱です。もともと、ストーリーの帰結—判決—のあらかじめ決められた「政治裁判」に、私達は、何人の夢も希望も託すものではありません。どの様な「田舎芝居」にもついて回る「どんでん返し」が、政治裁判に於ては、その責任者たる戯作者によつて書かれるのではなく、無理矢理出演させられた役者たる「被告」一人一人の苦痛と怨念によつてしか、一行も書き加えられる事は無いという、政治裁判の宿命を私達は、人民の苦痛と屈辱の歴史の中で知っています。しかしまた、私達は次の事もよく知っています。私達が、本当に闘い、勝利を収めなければならぬのは、この政治裁判という「田舎芝居」の舞台に於てではなく、奈緒の底たる、軍事に於てであり、政治に於てであり、学園であり、職場であり、街頭であり、権力斗争の全ゆる戦場に於てである事を。あなた方は、あなた方のストーリーを展開すれば良い。それは、「過去と現在の勝者」たる、あなた方の当然の権利なのだから。私達は私達のスト

学の本質的な問題は解決しないままに、その本質的な問題と真正面から取りくんていった者たちだけが今なおこの場—裁判—において問題とされておられ、そして、その学ヒ斗争の思想と我々をこの場に連れ出している一切の思想をハク奪した法とのハザマの中で斗わなければならない状態に我々はおかれておられる。この場—裁判—において、私は学ヒ斗争の思想という側面をハク奪され、ただ行為のみの一側面によつて視られておられることをひしひしと感じなければならぬのは、非常におかしいことではないだろうか。人間は決して行為のみを目的とした機械ではないにもかかわらず、この場においては故障した機械を点検するようなことが悪いのかという視線が感じられない。行為とは、人間の意志、思想がぼろ大なる過程を経て表現として行為に至るものである以上、決してその過程を抜きにしては単なる事実主義にしか立つことができず、その事実が包含する本質的過程には触れないことは明らかである、確かにこういつた私の意見に対して「思想は自由であることは認めるが、その人間の行為が法に抵触する限り、思想を裁く基準が法的に確立されていない以上、行為を法的基準によつて裁かねばならない。」という意見があるかも知れない。私はこういつた意見に対して断固として反対する。なぜならば、そういった論理には自ら裁く能力が欠落しているにもかかわらず、その欠落を権力にたよつて穴埋めしようとしている御都合主義のなにもでもないからである。これを具体的に言うならば、憲法としていかに寛容で豊富な人間の権利を唱えていようと、現実に行使される法規は、憲法が規定している人間の権利を逆に規制するということ矛盾に対する本質的解答がなされていないということである。現在の憲法がいかにたてまえて人間性を強調していようと、現実には、この公判を見ればあきらかであるが、現実の物的証的な

どを材料にして、建造物不法侵入、不退去罪、凶器準備集合罪、傷害、公務執行妨害罪という一切の人間性思想性がハク奪された罪状を立証しようということにやっきになっているではないか。私はこういつた現在の法司法権力が持っている矛盾に疑惑を抱かざるえない。本公判はそういった意味において、我々が成した行為を技術的に法規に照らし合せて刑罰を決定するための儀式にすぎない。

我々の学と斗争は目的もなくある日突然に起った出来事では決してなく長い時間の間に築かれた、我々自身の世界観にかかわる問題なのである。その世界観を抜きに、その行為を担った人間の側面をとり出してあれこれと論議するのは、非常に不毛なことだと思ふ。もし、それが正当だと判断するならば、それは、その判断を下す者の政策的な行動としか私には決して把えることができない。

今、この裁判がもしそのようなものでないというなら、その根拠を明らかにして欲しい。裁判長が、私と私達に対する判断の基準を、

「意見陳述」

一九七二年二月一日における我々の行動は、疑いをはさむ余地なく全く正当なものであった。あの行為は我々にとって当然とらねばならぬものだったのであり、軽卒であったとかの批判は、全く不本意なものである。私個人に関して考えてみてもあの二月一日の行為は当然起こるべくして起こったものである。二月一日学費決戦が私の人生の中でポツンと遊離して漂よっているわけではない。私の生きてきた過程の凝縮された一コマにすぎない、学費決戦は私が三つ子の時から中学、高校、をへて大学に入り、為されたものであった。

隠しきれぬばかりか、墨で書かれた輓歌に酔わされもせぬ、権力をもつてしてもそれは圧えきれぬ。なぜなら、それはもう騙されることもなく、打ち殺されることもないからだ。」

意見陳述

私は、二年前、全国の学費闘争が全ての学生の課題として闘い抜かれる中、同志社の全ての闘う学友と全京都の先進的学友の結集と結合をもつて、全国学費闘争の頂点としてあつた2/1学と決戦を担ったことを、私自身の誇りとしています。しかし、過去の栄光への単なるよりかかりは、それを汚すことに他ならず、支配者への屈服を意味すると考えます。私達に課せられた任務は、私達の闘いの位置、地平を確認し、その革命的意味を掘り下げる中から、更に強固な、かつ更に戦闘的な人民の結合を獲得し、もつて支配者の全ゆる懐柔を粉碎し、更に支配構造を粉碎することであると考えます。

以上を踏まえて、私は学と公判の経過を掘り下げ、その中で、私自身の考えを若干述べてゆきたいと考えます。

私達は、第一回公判以降、一貫して、かつ正当に、この裁判を階級裁判として把握してきました。決して、幻想、すなわち、検事側との論争を裁判官諸氏が正当に判断する、などというバカげたことは一度も考えたことはありませんでした。周知の如く、裁判所側のこの公判に対する方針は、「裁判」そのものに対する見解の相違を不問に付し、国家権力の暴力によって保証された法廷指揮権をふりまわし、訴訟進行をまず進める、とにかく進めるということでした。そこで暴露されたのは、我々の納得を獲得しつつ裁判を進めようという姿勢は、裁判官の側にひとかけらも見当らないということであり、公判過程とは、裁判官にとって、真理の把握などという美辞麗

その過程はどんなに曲がりくねってしようとも一本の線で結ばれたものである。逆に言えば私の生きてきた過去をふり返えれば、学費決戦は、必然的なものとして存在しているのであり学費決戦をぬきにしては私のこれまでの生活は考えられず、未来のことも考えられない。それゆえ学費決戦を社会的に不当だなどと言う者がいるならば、私はやはりその者に言わねばならぬ、「私にとって学費の戦いが不当であると言われることは、私がこれまで歩いて来た道が全て間違つたものであると言われているのと同じことであり、私の過去を無視し、中傷する者とは、全力で勝つための戦いをやるしか仕方がない。」と。

次に、私にとって現在はアジテーションの季節ではなしにただ沈黙することしかできぬ季節に感じる。やがていつかは大きな声で叫べる日が来るかも知れないが、いま過去を含んだ現在を語らねばならないときに、私はただ沈黙することしかできない。現在は運動をやるにしても、生きていく上にも非常に困難な時であるのは、誰もが感じてのことである。こんな状況の中で、ただ自分をみつめて自分の意識を、持続させるぐらいのことしか今の私にはできないが今はただくちびるをとじたいと思ふ。

最後に、もし日本が未だ滅亡に至らぬとすれば、既往の歴史はわれわれに教えている、将来のことは必ず屠殺者の予想の外にでるだろうことを。これは一つの事件の結末ではない、一つの事件の発端だ。墨で書かれたタワ言は、血で書かれた事実を隠しきれない。血債は必ず同一物で償い返されなければならない。血は血で償還されねばならない。支払いが遅れば遅れるだけいっそう高い利子をつけねばならぬ、筆で書かれたものに何のかかわりがあるう。

実弾の打ち出したものは青年の血だ。血は墨で書かれたタワ言で

句によって飾られたまやかしでさえありえず、まさにムキダシの強権性をサラしても、とにかく形式を踏むこと以外の何物でもありません。私達の指摘した「階級裁判」の内容が、裁判官諸氏の自覚・無自覚に係わらず、こういった形で展開されていることを見なければならぬと考えます。

更につけ加えるならば、私達の逮捕事実論理的には、機動隊と我々の衝突に発するものであります。しかし、問題は、どちらが先に手を出したのかというところにあるのではなく、まさに、相対立する二者の存在そのものの中にあり、何故に両者が対立的に存在していたのか、そのことの解明抜きにして、問題の根本的解決はありません。にもかかわらず、本公判の如く、我々の一挙一動を極めて現象面的な見地から判断せんとする姿勢からは、問題の本質はおろこばれ、あらゆる問題が、そのまま放置されてしまうのは明らかであります。そのことの中に、私達の指摘した階級裁判の事後処理と最後の弾圧の実体がさらけ出されていると考えます。

司法権力を担う人々が、無自覚的に犯している誤りは、次のこととに根源を持つと考えます。すなわち、資本主義の発生という歴史過程を現実的な根拠として生れた資本主義的イデオロギー、ブルジョアイデオロギーをストレートに固定的に把握することにあると考えます。そこにおいて、ベースとされる世界観は、資本主義の初期に多くの思想家が誤認したような、平等な人間相互の競争による市民社会の円滑な運営というバラ色の世界観に他ならない。しかし、資本主義の発生発展の過程が、そうした思想家を歴史の遺物とした事実は何を物語るのかを理解せねばならない。資本主義の現実の発展は、その理念とは裏はらに、労働者の血と汗を要求してきた過程であった。それに対して、△法の前の平等▽という理念に安住し、現

実を直視することなく人民を断罪し、もって階級弾圧の機関として生きながらえてきたものこそ、司法権力に他ならない。

人民の血で書かれた資本主義の歴史を、人民自からのものとする闘いを、私達は支持するし、私達の闘いもそうしたものとしてみなされたいと確信する。私達の闘いは、私達の闘いの意味・内容を理解しようとしてもしない、裁判所などに総括・深化・断罪されうる種類のものではなく、人民の闘いの歴史のみが私達を評価・断罪しえらるる考えます。にもかかわらず、あなたたちが、ブルジョア的な正当性をもってひかってくるならば、私達は人民の正当性をもって迎えうち、更に確実な反撃を展開するであろう。

裁判官、並に、検察官諸氏、最後に以下のことを無駄と無意味を百も承知の上、蛇足ながらつけ加えておきたいと考えます。現代においては、犯罪を犯さないということもまた犯罪の名に値すると考えます。

意見表明

まず最初に我々は今まで一貫として我々の立場をのべ、あなた自身の立場を追求してきたにもかかわらず、裁判長は一切まじめに答えようとしないし、それにましても強権的な公訴指揮で我々の発言を封じこめてきたことに抗議したいと思えます。

この裁判が最初から分割、分離の強要、として司法権力の露骨な意図を表わし、この学費闘争の全過程と思想性を一切切り捨て、単なる一暴力「事件」として事後的、完結形態としてあるということ。そしてあなたがたは行為の「大きい」か「小さい」かの基準として、最初から法を犯した者としてレッテルをはり、この裁判の過程にお

と結合して行くというをして全人民的政治闘争を学園闘争に持ちこんでくるといふ明確な目的を持ち、学費値上げ阻止白紙撤回というスローガンの下、学校当局と対峙したのである。しかし学校当局は同志社二万弱の学生の学費値上げ白紙撤回という要求を一切無視し、警察力一機動隊を導入し我々が作ったバリケードを破壊し、まじめな、心ある学生を大量逮捕し露骨な弾圧をかけてきたのである。このことをみれば誰が正しいのか、誰が次の世代を代表しているのかはつきりしている。何故我々が公判において屈辱を受け、裁かれなければならないのか。裁かれるのは学校当局一権力ではないのか。それにましても八中立づらVをし権威にあぐらをかきブルジョワ民主主義の最高の府としてある司法権力をかきにし、暴力で自らの解放に向けた労働者、学生の闘いを裁こうとするあなた自身を最も許すことはできない。

我々是我々の戦闘宣言でも明らかなごとく学費闘争の全過程を教育訓化し同志社教育ブルジョワジーの意図する学費値上げから田辺町移転同志社五万人構想を打ち砕き、この公判闘争を通じその八中立の立場Vというレーグを一枚一枚実質的にはがし刑事事件として裁くことに対し我々の思想性と政治性で対峙して行くつもりである。我々は多くは語らない。語る必要もない。毎回の公判で受ける屈辱を一身に受け、それをいつの日か何十倍、何百倍の復讐心でおかえしすることを表明しておきたいと思えます。

意見陳述

国家権力一京都府警一同志社教育ブルジョアジーによる、70年代教育学園闘争に対する未曾有の大弾圧、2・1同志社大学々費決戦からすでに一年半を経過し、ここに存在する我々10名(の被告)は

いて基準にてらしあわせ、どれほどの刑を下すのかということをするつもりではないのか。そこには一切闘いの正当性や思想内容や学費闘争の全過程を一切みることができないし、ただ単なる刑事事件として裁こうとしている。

なぜならば、あなたがたのよりどころは法の根拠としてある秩序総体であり、この秩序は資本主義社会における強い者が弱い者を支配しようとするものでもない。この秩序に根拠をおく法は強者の論理以外なものでもない。だからこの裁判で闘いの正当性や、思想内容、学費闘争の全過程をあなたがたがまじめにみればみるほど、あなたがたの考えている八中立の立場Vが崩壊せざるをえない。あなたがたはこのことを百も承知しているから、一切立場を述べることができないうし、我々が追求すればするほど八いなるV以外ないということを含め、我々が公判において我々は認識している。

71年秋における学校当局からの学費値上げ通告、それもたった一枚の紙切れで同志社二万弱の学生に対し通告してきた。11月11日における大衆団交において、学校当局の学費値上げの理由がおなじみの「赤字だから値上げする」という彼等にしてみれば最も単純明瞭な回答としてあるが、我々はそれほど「おひとよし」ではない。彼らの意図する内容は、そうゆうところにあるのではなく我々に対する徹底した大衆収奪であるとともに、国家のための大学として学費値上げを更なる踏台にその再編、強化をなさんとしており、帝国主義の腐朽性、寄生性の矛盾の教育への転嫁としてあることをはつきりみてとることができる。このことを大衆団交や、学生大会、ストライキにおいてこのことを学生に暴露しぬきおとしよしの連中がいう学費値上げの幅を下げるとか、学費値上げ反対という一般論と決別し、徹底して個別闘争、学園闘争を闘う中から全人民的政治闘争

起訴状の意見表明にあたり、いまあなたに何故この法廷の前に存在し、まったく、もの言わぬ壁に向かって話すようなブルジョア国家の強固な幻想性、裁判過程の中で、何を主張しつづければならぬのか、統一被告団として更に意見の表明をしたいと思えます。

一体、我々、学費決戦統一被告団にとってこの裁判過程の大前題として、国家権力一検察庁の「起訴」そのものが問題であり、この不当性、でたらめさの限り、「公訴」という名をまったく恥じない恥じしらすきは、国家権力一検察庁一同志社教育ブルジョアジーの同志社大学々費斗争・学生運動に対する、未曾有の大弾圧の基準であることを、この間の数回にわたる公判の中で何度となく明らかにしてきました。

もとよりブルジョア法における「起訴」が、最も完成させられた現代ブルジョア国家がおこなう被支配者階級への最高の抽象的、幻想的政治弾圧の形態であることは言うまでもないし、政治弾圧一起訴の後には、政治裁判、階級裁判としての「有罪」を前題した「茶一番」ブルジョアジーの弾圧の最後の完結過程がひかえているのである。我々はブルジョア市民主義者が、もつともらしく語る「司法の反動」や「司法権力のファシズム化」などは、もはや語らない。

「不平等を達成する平等な可能性」という、ブルジョア社会の基本的原則を、あらゆる上部構造にそびえ立たせた、現代ブルジョア国家は、司法もまた、この原則を貫徹する、ブルジョア独裁下の機構にすぎないことを、我々は、何よりも、自ら権力の重みに耐え抜く中で知っているからである。

では一体、我々は学費斗争にかけられた、大量逮捕一大量起訴一階級裁判の暗黒のブルジョアジーの弾圧過程の只中を、ただひたすら、ブルジョアジーに捕獲された捕虜のごとく突き進まなければなら

らないのか。

あらゆる側面からブルジョアに制約され、喝されつつも、満身の怒りをとぎすまし、斗い抜き、抵抗すべき意志が、我々にはある。我々は、あらゆる方法、戦術、手段を駆使し、この戦いに永続的に決起し、貫徹し抜くであろう。

そして、この我々の戦いを一層奮い立たせる根源こそは、国家権力「検察庁の「起訴状」に他ならないのである。このたった数行の駄文は、我々に満身の怒り、戦う意志を注入させてくれるのである。この「起訴状」は、60年代型政治弾圧「起訴状」とは様相が異なりブルジョア刑法の構成要件に、どこもなく、だが、むきだしの政治弾圧としてあてはめている。しかし、これは単に、京都地検の無能力で解決できるものではない。

もとより現代ブルジョア国家「ブルジョア法の原則は、あらゆる思想の表現としての行為事実を、事実が内包している本質的過程を抜きとり、故意に裁判の対象にもちこみ、「起訴状」として還元し、縮少し、あらゆる思想的動機付けを欠落させるのである。

憲法に保障された「思想の自由」とは、個人々の思想内容「観念世界には立ち入らないが、思想のあらゆる過程の表現としての行為は、これを分析し、ブルジョア法の「行為」としてのゲバルトを行使するという本質を持つているブルジョア民主主義の原則的規定である。だが、たった数行の貧弱な文章書き国家権力「検察庁の「起訴状」には、これらブルジョア民主主義の諸原則を維持するのがやっとならなければならない。彼らには「学費斗争」の「が」の字も、彼らなりに書く余裕もなかったし、もしくは、彼らのむきだしの論理が行間を埋めそうで、不問にせざるを得なかったのである。

たった数行の起訴状は、70年代、日本階級斗争の地平がより非和

我々統一被告団は、まったく不当な、政治弾圧としての「起訴」と、このでたらめな「起訴状」に根拠を置く公訴事由でもって「被告」の名を語り、この法廷に存在するのではまったくないことを再度明らかにしておきたい。我々の目的は、国家権力「検察庁の不当な起訴「起訴状を粉碎し、「学費斗争」の真の成立を、その思想的本質的過程を、我々の側から立証せしめることに他ならない。我々が、更に、これ以降の公判に渡って展開する意見陳述の第一の意義はここにある。そしてまた、我々にとって「裁判」とは、このよう

な我々の思想的展開の場以外の何物でもないのである。しかしながら、京都地裁は、この間我々のこのような裁判に対する一貫した問いかけ、姿勢に、何ら答えなければ「被告」の主張をまったく無視し、逆に国家権力「検察庁の起訴「起訴状を迫り、政治裁判「階級裁判として、治安弾圧の最高機関の役割をますます果していると言わざるを得ない。

昨年7月、いわゆる明徳館グループと学館グループという分離分割裁判の強要は、学費斗争を戦った、すべての学友を単に起訴状の形式どおりすなわち、行為のみを裁き、事後処理的に法を適用せんとする京都地裁の階級の本質を、もつとも端的に示しているのである。分離裁判以降、1年余りの公判の遅延は「被告」に膨大な不利益をもたらしたし、何よりもこのことは京都地裁の反動の本質の所産であるはずである。そして、現在も、この本質は、まったく変わってはいないと言わざるを得ない。

もはや我々は、とことんまで闘い抜き、主張し、徹底的に敗北の苦汁をなめつつも、この法廷でも、また闘い抜かなければならぬだろう。闘いの後の事後処理として、我々を単なる刑事事件の被告としてブルジョア法を適用せんとする司法権力のあらゆる攻撃に対

解的に前進しており、ブルジョアを追い詰め、自ら創り上げたブルジョア諸原則の幻想性の破産を認めはじめている証左を指し示しているのである。我々は、これからも何度となくこの起訴状を読み返し、そこに満身の怒りを注入し、一切の幻想性がくづれ、国家権力「検察庁が「ほんとうのこと」を語るとき、被告のカラをぬぎ捨て、ブルジョア法の階級的危機を、帝国主義打倒、権力奪取、真の労働者階級解放の闘いとして闘い抜くだろう。

それにしても、このような「起訴状」の公訴事実の範囲で一体、何が語られていると言うのか。

6「被告」に対する「起訴状」によれば「被告人は：共同して危害を加える目的を持って：云々。」と記載している。

「目的」とは何なのか。「目的」とはあくまで思想的な意志の表現であり、思想的な契機と、その動機付けの根拠があつてこそ、「目的」という言葉の概念が生まれる。我々にとって「目的」とは同志社大学の学生大衆、のみならず、当時全国教育学園での学生に対する大量収奪、授業料値上げと、それに共ない教育を学生の一層の抑圧と管理、差別的体制にせんとする教育ブルジョア「帝国主義ブルジョア」総体を打倒する以外の何物でもなかった。数ヶ月にも渡る大学当局「教育ブルジョア」のねばり強い闘いが、その「目的」を動機付ける思想的表現行為の過程であつたのである。

また、同4「被告」に対する「起訴状」には「山本から退去を要求されたにもかかわらず、退去しなかった。」と、たったこれだけの骨子しか記載されていない。行為事実すらも満足に語っていない。何故、山本が退去を要求しなければならなかったのか。何故、退去しなかったのか。彼らなりのブルジョア法の諸原則からも語ろうとしないのである。

する闘いである。

我々はこのような闘いであれ、発端の盛り上がりから、敗北後の孤立裏における過程をあらゆる権力機構の只中で最後まで、徹底して貫徹し抜くことこそ、もつとも重要であると信じるからである。そこには「学費斗争」とは何であつたのか。労働者階級の真の解放とは何か、権力とは何か、権力に敗北するとは何であるかを語るすべての問題が秘されているのである。

意見陳述第二の意義は、このような我々の、更なる闘いの戦闘宣言であり、その第一歩である。

我々の本日の公判においての意見の表明は国家権力「検察庁の起訴「起訴状をめぐる、我々の裁判に臨む立場と、闘う意志の表明であつたと思う。今回の公判がいわば総論的部分にあたるならば、この、でたらめな「起訴状」に対し、我々の「正当性」学費斗争の全過程、全内容を成立せしめ、次回公判において更に意見の表明を行っていききたい。

各論

意見表明

司法権力―裁判所は我々に不当な前提の下での裁判を強制している。それは第一に同大学費斗争が71年6月から一貫して斗われ、当然のことながら、過去に於ける運動の敗北の重みを背おいつつ2/1学費決戦を頂点として斗われ、斗いの継続の中で内的な過程の一つの飛躍を勝ちとるべく必然的に出てきた「竹ザオ」、石」という具体的なものを、逆にその物を具体的な証拠として「暴力事件」の根拠を成立せしめ、斗いの過程を歪曲することによって全体として構成しなおし、「暴力事件」のイメージを完成させるといってものである。我々はこのような前提そのものを拒否する。権力は「暴力」を歪曲している。67年10/8羽田斗争の中で体现された「組織された暴力」の地平は、現在「暴力」を技術にまで高めあげ「軍事」として語らざるをえない段階へと押しあげている。彼ら権力―司法権力は、この事実を徹底して陰蔽し、何ら説得力のないだ文―起訴状としてしか展開しえないのである。しかしながら権力―司法権力は、自ら展開しえない論理をふりまわしつつも実際には、その論理に依拠していない。それは、大量逮捕―大量起訴―長期拘留という東大裁判以降の司法権力の動向にあらわれているし、三里塚9/16機動隊セン滅戦に対する報ふくそらたる青年行動隊への権力―司法権力の集中弾圧に極端に示されている。更にこの裁判が前提としている第二の点は国家の暴力を不問にするという大前提の中でのみ本裁判が行なわれるという事である。「国家はけっして外部から

れている。それどころか学費斗争から政治性を奪いきり、学費斗争の諸前提を切り崩す中で一刑事事件におとし込めていかんとする権力―司法権力の意図は何らかわっていない。72年2月1日同大学費決戦を頂点とする学費斗争の過程で、我々が学生大衆を我々の側に結集させ、学校当局との矛盾を極限にまでぎよう縮せんとした時、権力―司法権力が学校当局の側についていたということ、この点をぬきにしては、本裁判に出席した、検事、裁判所、我々の関係もありえない事を確認しなければならない。我々は学費斗争とは一体何であったのかという、学費斗争の中に於ける我々の立場を鮮明にし、あわせて何もいわぬ権力―司法権力が一貫して立つ位置がいかなる点にあるのかという事もその中で明らかにしておきたい。この展開にあたり、「中教審」―築波、田辺町移転、学費等を分析する中でそれらの点を明らかにしたい。

◎ 中教審の出されてきた背景

第二次世界大戦后、米帝国主義は豊富な金蓄積を基礎としつつドル―金体制（IMF体制）とそれを基礎とした「自由多角無差別貿易」としてのGATT体制による世界資本主義一元支配構造を確立した。しかしながら米帝の高度な技術開発の優位性と生産性の優位性をもって資本主義圏内に於ける水平分業体制を定着せしめんとした前述の構造は先進資本主義国を中心とした著しい技術革新の嵐と各国独自の産業構造の形成の中で世界資本主義の不均等発展を促進せざるを得ず、日本、西独等敗戦帝国主義の経済的抬頭と各国資本主義経済の持続的拡大と不均等発展に大きな基礎をおいた各国国際収支の不均等拡大は米帝の経済基盤と対決する傾向を内包していた。

社会におしつけられた権力ではない。同様にそれはヘーゲルの主張するように「人倫的理念の現実性」でも「理性の形象および現実性」でもない。それはむしろ特定の発展段階における社会の産物である。それは、この社会が自己自身との解決しがい矛盾にまきこまれ、みずからはらいのける力のない和解しがい対立に分裂したことの告白である。ところで、これらの対立がすなわち相争う経済的利害をもつ諸階級が自己と社会とを無益な斗争のうちに消耗させないためには、この衝突を緩和し、これを「秩序」のわく内にたもつべき外見上社会の上に立つ権力が必要となった。そして社会から生れながら、しかも社会の上に立ち、社会からみずからをますます疎外してゆくこの権力が国家である。「国家は階級対立の非和解性の産物であり、その現われである」という言葉や、「現代国家の憲法をとってみたまえ。国家の行政をとってみたまえ。集会または出版の自由をとってみたまえ。法律のまえでの市民の平等」をとってみたまえ。―そうすれば諸君は誠実で意識あるすべての労働者によくわかつているブルジョア民主主義の偽善を一步ごとに見いだすであろう。たとえどんな民主主義的な国家であっても『秩序が破壊されるばあいには』すなわち、じつさいには被搾取階級が自分の奴隷的地位を『破壊』したり非奴隷的にふるまうことをくわだてるばあいに労働者に軍隊をさしむけたり戒厳状態をしいたりする可能性をブルジョアジーに保証していない憲法上の抜け道あるいは保留条件の存在しないような国はひとつもない」という言葉は我々が受けている本裁判の一貫した過程の中で常に成立している。裁判所―司法権力は、我々に頭初、「分離」権力裁判を強制してきた。今、事ム的には統一併合審利になったとしても、「分離」を強制され一年有余の間被告団に多大な犠牲を強いた権力―司法権力の責任は一切不問に付き

同時に、世界資本主義の弱い環―慢性的国際収支の赤字及びインフレに悩む後進諸国にとつては激発する国内矛盾をおさえることは不可能である。民族ブルジョアジーによる民族国家樹立が容易に安定されず激動の中にある後進諸国は帝国主義諸国間の支配の圧力故に「南北問題」といわれるが如き問題を抱え世界的な階級斗争の激動の中心にある。世界市場の確保は、米帝にとつて世界支配の第一条件であり、戦后、東欧、極東の相次ぐ社会主義化は一定の阻害要因となりつつも軍事戦略の徹底は何ら植民地―後進国支配が揺がないように見えた。しかし60年代中葉以降、とりわけ、ベトナム人民の反共軍事カイライ政権に対する徹底した民族解放斗争は世界反革命の盟主―米帝に対する攻撃をも開始した。ベトナム人民の斗いは現代過渡期世界の革命状況を切り開き、南ベトナム軍事カイライ政権の背後に潜む米帝―米軍の反革命支配の暴露にとどまらず、政治的、軍事的に勝利し、チュ―打倒の戦いへと更に進撃し、世界のあらゆる人民の奮起を促している。以上の要因は、中近東、南米、東南アジア、西欧と反米・反戦斗争を展開させ、米帝はますます窮地に陥し入れられ、終ることなく打ち続く敗北はインドシナ全域に於ける革命戦争によって決定的になった。かかる斗いは米国内にも反政府斗争を起こさしめ、遂には金プール制、ドル―金体制の崩壊を認知せざるを得ない状況へと追い込み、その手直し策「ベトナム化政策」が全面破産に追い込まれるや、一九七一年八月十五日ドル防衛政策を打ちだし、決定的な戦后米帝一元支配の幕を閉じたのである。そして、国際通貨体制の崩壊が植民地政策の破産と、帝国主義諸国間の不均等発展に起因するが故に、スミソニアン体制も一時しのぎとしての意味しかななかつたのである。しかしながら、国際通貨の崩壊は、ブロック経済を意味し、国際貿易の決済機構の破壊を意味

する。侵略的な植民地政策とその上でのブロック経済が僅かに生産の発展を支え、植民地市場の争奪をかけた帝国主義戦争がその特徴である。そして国際経済は広域性に欠けインフレーションを必然化させ国内市場を狭める方向に働く。そして階級情勢の激化は帝国主義戦争に対する斗いとともに革命戦争に発展せざるを得ないが故に今日の兵器の発展ともあわせて国際ブルジョアジーは商品競争と共に協力をも支配の手段とせざるを得ない。そしてその限界性を理解していながらもなおかつ帝国主義間の70年代戦略の意図は労働者国家群に対する包囲であり、自国先進国内人民に対する抑圧である。このような世界資本主義の苦痛に満ちた矛盾の引きのばしに對し、ソ連は社会主義建設の大道の行き詰りを、一国社会主義建設の定式化から現代過渡期世界の現実と任務を放棄し経済、政治的政策としての平和共存体制を打ち固める中で社会帝国主義へと転化している。しかしながら一九六〇年の中ソ論争の開花以来、アジアに於ける反米帝統一戦線の武装陣型の構築は、戦后革命を完遂した中国を中心としつつ、米ソの平和共存の幻想を打ち砕き、後進国民解放斗争を媒介とした新たな世界的階級斗争の激化と煮つまりの時代へと突入していることを確認すると同時に帝国主義間の戦略を超越するアジア反帝統一戦線を現実的運動として促えた中国を断固として評価する必要があるだろう。そして帝国主義の矛盾の引きのばしと、労働者国家群の包囲の最先端に日帝が位置しているが故に、日帝Brは全世界Brによる主要な戦略要請を浴び自らの生命線として様々な形で登場せざるを得ないのである。池田内閣以降の高度成長政策は、部分的インフレを呈しつつもベトナム特需と米国内を初めとする先進国内部に機械工業を中心とした進出に於ける世界経済体制（ヤルタIIジュネーブ協定II米帝一元ドル支配II世界先進国水平産業）の

◎ 資本制社会に於ける大学—学生の位置への視点

資本制社会に於ける教育の意味は、資本の自己増殖剰余価値の拡大・再生産を維持すべく労働力を育成することにある。つまり、同時代の支配的な生産構造を維持し、より効率化するには、その生産機構にやがて組みこまれる諸個人にどのような質の教育を与えどれほどの量をつくりだしたらよいかという視点から、教育内容制度が規定されざるを得ないからである。しかしながら支配者階級IIブルジョアジーは、有効な労働力確保を自らの支配の中に組み込みつつ行いが必要あり、たえず現実的に対立するところの学生の特殊利害をブルジョアジーの学生にとつて「よそよそしい」「独立な」利害を幻想的な共同利害としておしつけざるを得ないし、総資本の人格的表現たる日本帝国主義の幻想的な「一般」利害による実践的な干渉と制御を必要とする。それ故、第二に教育に於ける支配イデオロギーの注人と、それによる国民集約の点から視てゆく必要がある。更に、資本は、技術革新を通じて分業関係を再編し資本の有機的構成度を高度化する。そしてそれに伴ってプロレタリアートを「社会の中の一つの細部、機能にだけ適応した人間」へと落としこめる。しかしながら、現在、近代プロレタリアとして必要最小限の教育として、実現された初等教育の義務化に引き継ぎ、生産形態のより一層の高度化、緻密化は高等教育までも労働力の再生産に必要としており、そのような「部分的な歯車としての労働力の育成」と「産業構造の高度化に適応できる労働力の育成」という矛盾の中で支配イデオロギーの注人が大きな意味をもち、とりわけ産業構造の転換期に於いては教育が資本の延命の最重要環として存在しているが故に、教育政策が政治路線を背景とした教育路線としてだされざるを得ないのである。我々は、労働力の再生産と支配イデオロギーの注人が

内的崩壊を促進し、先進帝国主義内に破綻を生じた。それと相呼応して米帝の植民地政策II後進国市場確保政策はインドシナ人民の英雄的戦争の果敢な遂行によって消費経済の中核であった軍需産業拡大の不安を米国内に波及させた。同時に海外ドル投資そのものが崩壊する過程で全面的植民地政策の破産を強いられ、七〇年代に突入して大企業を中心とした産業構造の大転換が存在している。即ち貿易収支30%強を示していた米帝との経済関係はニクソン声明以後の10%課徴金、日本製輸出品の締め出しでも明らかのように、事実上の先進国ブロック経済圏の強要と締めつけである。日帝Brは「七〇年代は福祉国家への飛躍の年である。」と主張しつつも、大衆の利益との亀裂が大きくなり、議会—組合に集約できなくなりつつある事を行政執行権力の肥大化と議会の反動的再編II小選挙区制をもつて再集約しようとしている。更に72年沖繩「返還」の意味は内には国家福祉政策の幻想を与えつつ、実際には軍事外交政策II市場獲得政策と帝国主義政策であることを示している。日帝Brは自衛隊をアジア後進国侵略反革命の世界帝国主義の先兵として沖繩をその侵略前線基地として一切の国内社会再編を図っている。国内社会再編は、経済政策の全面転換をして生産関係の全面転換をなさしめんとしている。即ち、労働者の総体的生活向上と資本家Brの経済的伸長が合致する体制が前記した国際的経済伸長の不均衝の故に破綻せざるを得ず、日帝Brは大幅な変換を要求され、この高度成長経済政策の手詰まりを打開すべく米帝が高率消費経済政策II軍需産業中心経済を採らざるを得ない状況に追い込まれた如く、その「二の舞」として侵略型政治体制を着々と図っているのである。かかる中で中教審路線は、国内帝国主義的再編の重要な環として提出されている。

同時代の社会的要請との関係に於いてどのように果たされてきたのかという視点から戦后に於ける教育をみてゆきたい。

◎ 日帝の動向と教育政策の変遷

一九五〇年朝鮮戦争勃発による朝鮮特需を契機として日帝は敗戦による崩壊から復興し、鉄鋼、重化学工業を中心に急速に技術革新が進展した。そして中教審が朝鮮戦争以降の日本資本主義にとつて必要不可欠な教育再編として登場した。六〇年六月、日帝は安保を改定し、米帝との反革命同盟の下で自らの力をたくわえていった。更に六五年「日韓」条約締結をもつてアジアへの侵略を開始した。国際資本競争の激動にそなえての新たな生産体制に伴う労働力の計画的育成が教育にかけられた至上命令であり、「所得倍増計画」II財政投融资の増大による高度経済成長がその背景である。六〇年十一月「所得倍増計画に伴う長期教育計画」等、経済審議会は次々と答申をだし、「技術革新が求めているのは初等教育や前期中等教育を超える後期中等教育であり、すなわち完成した中等教育である。」とし、具体的には「理科教育の拡充整備」「産業教育の拡充整備」「理科教科、職業課程の教育の獲得と内容の充実」など鉄鋼、機械石油等戦略基幹産業部門の高度化に適応しうる労働力育成を追求している。即ち「所得倍増計画」をもつて日帝が自らの方向性を先進国貿易の拡大と国際競争力の強化を目的とした技術革新と独占と集中合併として定めたのであり、資本主義経済に計画的投資をもつて介入し、経済成長を成すための経済計画の一環としてこの計画教育を提出してきたのである。更に同審議会は63年「経済発展における人的能力開発の課題と対策」について答申し、能力主義の徹底化を全面におし出しつつ、後期中等教育の徹底化と多様化を成し切らんと

した。即ち61年、5年制工業専門学校の創設、62年〜63年の戦後ベ
ビーブーム層の高校生を契機に各地で工業高校を中心とした職業
専門学校の増設、66年までに国公私立54校として「戦後の教育改
革は画一化の傾向があり、多数な人間の能力を発見し、系統的効率
的にのびしていくという面においては問題があり改善を要する。」
とし、学校制度、教育内容の効率化を能力主義によるハイタレント、
多様化された労働力育成としておしだし、その環を六六年中教審「
後期中等教育の拡充、整備について」の答申の別記の中の、「期待
される人間像」として出している。これは日本民族という一体感の
強調と「世界に開かれた日本人」という国民性の優位の強調や、「
自己の能力開発が社会の幸福につながる。」「社会秩序の重視」に
みられるブルジョアジーへの忠誠と能力重視などとしてある。しか
しながら過剰な設備投資は過剰な生産をもたらし、これと相対的勞
働力不足に基づく賃金上昇とが相まって利潤率は低下し、同時に米
国のドル防衛政策によって輸出がおびやかされ国際収支の悪化をま
ねき64年〜65年の不況へと突入していく。これをうけて「所得倍増
政策」は修正を余儀なくされ、「中期経済計画」が提出され、利潤
率の低下には合理化の強化、設備投資の調整、過剰生産、過当競争
の防止のために大型合併をも含む行政指導の強化、公共投資の拡大
による財政需要の増大として対外的には市場拡大を求めての東南ア
ジアを中心とする後進諸国への経済進出、侵略を開始した。六五年
「日韓条約」締結をメルクマールとして商品輸出から資本輸出へと
転換し、経済侵略を開始した日帝は不可避免的に国内の産業構造、権
力形態の帝国主義的再編を余儀なくされた。更に六〇年代後半のイ
ンドシナ革命戦争の勝利的前進による米帝のアジアからの一定の後
退、日米反革命軍事同盟の再編強化と七二年五・五における沖縄施

職業訓練所、夜間高校などによる大規模な再教育制度の確立

⑦小学校→高校にまで至る、教育総体への再編、Brは大学の制度
改革のみならず、小学校→高校まで至る過程の再編までも必要とし
ている。即ち、ハイタレントとしてふさわしい能力、適性を備えた
人材を早期に見出し、ハイタレントとしての能力をもたぬ人材は能
力、適性に応じた「部門」へと振りわけるといふものである。更に
6・3・3・4制への検討もおこなわれている。

⑧産学協同路線の強化、具体的には、○学長副学長を中心とする
中核的な管理運営機関の設置とその権限の明確化、そして管理運営
機関に学外有識者を加えること。○教員に学外専門家の参与を求め
ること。○共同研究、重点研究の重視。○大学院の設置、通信制、
放送大学による「労働者の再教育制度の確立。○国庫負担の拡大、
私学の法人化による、国家の私学への管理、支配権の確立として行
なわれんとしている。

◎同志社における学費→田辺町移転→大同同志社構想について

同志社Brは、72年学費値上げをもっていかなる再編を成さんとし
たのか、経団連・商工会議所etcの独占Brが八七〇年に「経済審議会」
答申で出した内容は、工学部の充実と実習時間の増大→工学部系の
実習工場としての役割。○技術革新に伴う理科学部系の増設→緻密
化された技術指導。○専門学校の充実→下級労働者排出。○社会科
学系の統合化→法・文・商・経etcの一般化→要請しうる内容を展開
するべく、学生及び父兄である労働者、大衆からの搾取と経済界、
産業界からの援助金による莫大な予算で田辺町移転の強引な意図を
策している。百周年委員会は（構成は校友会、社友、同窓会、教職
員）記念行事の主軸に、田辺校地における「十学部五万人構想」を

政権返還をメルクマールとした日帝の東南アジアに向けた侵略反革
命体制構築の中にあつて日本帝国主義ブルジョアジーの教育の帝国
主義的再編攻撃が七〇年代初頭の全国一斉学費値上げであり、今秋
「築波」制定、七四年「新大管法」制定策動である。

◎中教審23回答申

日帝Brの七十年代教育政策の骨子をなすのは69年「大学治立法」
七二年「中央教育審議会最終案」、今秋制定された「築波」、来春
「新大管法」制定策動である。六十二年、経済審議会の出した「経
済発展における人的能力開発の課題と対策」に示される、経済面か
らの教育投資論と経済合理主義を踏承し、70年代日帝Brの政治路線、
貿易市場確保→アジアへの再侵略に沿って現在の学校制度を、多様
化、種別化し、学校体系を産業界の各種の労働力需要に見合う選別
機関として再編成をめざすが「中教審最終案」の基調である。

①高等教育の多様化（大学）

○短大の職業型、高専設置による即戦中堅労働者の養成。○目的
専修型 大学院設置による高級労働力の養成。○総合領域型、総
合力に富んだ労働力→中堅監督労働力の育成。○専門体系型 研
究院設置による研究者の育成。これを機能的に成しきするため、教
育組織と研究組織を分離し、各コースの特徴に応じることができ
る体制を成立させ、教育内容においても一般教育科目の削除、各専門
コースに必要な基礎教育科目を重点的に初期の段階で教授するとい
った改革が進行しつつある。

②資格認定制度の導入と労働者の再教育制度の確立、学歴重視か
ら能力重視への移行とそれを評価する資格の付与、大学院、夜間大
学、通信教育の拡大とあいまって放送大学の設置、高等教育機関、

七十一年度、百周年委員会議事録に次の様に提出している。即ち、

一、総合研究施設建設 一、理学部・薬学部の新設（将来医学部新設）
二、神学部・文学部社会学系の統合的再編 一、法・経・商学部の統合一
般化 一、海洋工学部・宇宙工学部の新設 一、田辺校地の全同志社系
学校の統合etcとしてである。田辺は、同志社学園都市としての関西
における重要な位置をしめんとしており、更に日本経営者団体連盟
等、産業資本の教育機関への要請として産学協同路線を明確に打ち
だしているのに対し、同志社資本が移転計画に伴った近鉄資本との
ゆ着（三山木、興戸両駅の改造三山木駅を急行停車駅とし、両駅に
はおりかえし線の新設、丹波橋駅の大改造→丹波橋→京都間のスピ
ードアップの実施（田辺の土地と基本問題）その利益の見返りとし
て近鉄は非常に安価で田辺の土地を同志社法人に売り渡している）
や関西電力とのゆ着（「関西電力株式会社が田辺町に変電所設置を
計画し、これは近鉄の電力必要事情と並行し検討されている（田辺
の土地と基本問題）」）に見られる如く、産業資本とゆ着を深め、田
辺町同志社学園都市の強行実現の結果、産業資本に最も忠実な大学
・学生へとおとし込め、中教審のモデル校へとおとしこめつつ、
侵略の後方陣地 として大学を打ち固めんとするものである。商業
高校廃止決定、II部廃校策動は、田辺町移転への前しようである。
我々は、今まで同志社大学→法人同志社がその方向性を中教審の先
取り→田辺町移転→大同同志社構想においているのを見てきた。で
あるならば、72年学費値上げも明らかにこの一環としてあることは
明白である。同志社Brが田辺町移転を口では否定しつつも、それに
かかわる幻想をも学生に与えることができず実際の行動、策動はす
べて田辺町移転を軸に行なわれるが故に、田辺町問題に関しては一
切口をつぐんできた事実をはっきりと確認しなければならぬ。72

年学費値上げは大衆取奪であると同時に、田辺町移転に向けた一選を成している。更に学費値上げそのものの中で、学長の下に権力を集中し、教授会を学長の追認機関へとおとしこめていった過程そのもの、すなわち教育の帝国主義再編過程としてあったことを確認したい。

冒頭陳述

我々は、2/1に凝縮された学費斗争の決着を法と法廷という限定された空間で決着づけようとしているのではない。2/1後のブルジョア商業新聞をして「警職法5条の乱用」とまで言わしめた京都府警の行為に対し、法と法廷の枠内での「民主主義的勝利」の為だけではなく、あくまでも学費斗争を闘い、更に現在も闘わんとすることの当然の権利とそれを防衛せんとするためにこそ前回からの冒頭陳述があるのだと確信します。この公判闘争の決着は、唯一ブルジョア民主主義秩序を破壊せんとするプロレタリアートとその利害を代表する部分の革命的闘争の前進によつてのみ可能となるであろう。我々が「被告たらん」とした過去と被告である現在を規定する諸前提との位相に於いて、法廷とその延空間を構成する仮装者達―裁判官、書記官、廷吏、検事そして被告と傍聴人―との間に介入する「法と民主主義」とは一体何であるのか。このことをまず最初に明らかにしていかなばならない。

だが、我々は没階級的、抽象的な学問領域における「国家論、法、民主主義」にア・プリオリに接近を試みるのではない。我々がかつて国家にいどみ国家そのものを問わんとしたことは最早、ブルジョアジーが許容するような「サロンでのお茶飲み話」ではないからで

した。しかし然ら、「愛情」「友情」の他には何も「人間に対する人間の」「人間的な関係」を語らなかつた彼は、結局、いまの生活関係についての批判を展開できなかったのである。即ち、「普通人」という資格によつて「共産主義者」であると宣言しつつも、実は彼の演繹全体は、人間が互いに必要とし合い、またいつも互いに必要としあつてきたということの証明につきたのである。「全ての人間の第一の前提はもちろん生きた人間の個体の生存である。従つて確認されうる第一の事態はこれら個人の身体的組織と、そしてこれによつて与えられるところのその他の自然への彼らの関係とである。すべての歴史記述はこれら自然的な基礎と歴史行程での人間の行動によるこれらのものの変更とから出発しななければならないのである。」「(マルクス)ここに於いて最も重要な問題は、人間を自然との関係で区分した後、この人間と人間との関係で把握していくことなのである。即ち、人間一般を物一般との関係で論じて意味をなさないものである。人間と物との関係、及び人間と人間との関係を歴史的現実的な過程の中で論じていかなばならないのである。では、人間と人間との関係、人間の状況は何を問題とすることか理解できるであろうか?それは「私有」と「分業」ということを問題とすることである。だが、資本制生産様式の下での「私有」「分業」は一般的に論じられない。資本制生産様式の下では「資本所有」「資本の形態変化」……即ち、資本との関係で「私有」「分業」を問題としていかなばならないからである。

分業の種々の発展段階はとりもなおさず所有の種々の形態にほかならない。「分業の段階は個人相互の関係をも規定しているのであり、人間が自らの生活手段を生産する方式は、再生産されるべき生活手段の性状に規定される。だが生産のこの方式は諸個人の肉体的

ある。なぜなら、人間的思考に対象的な真理が到来するかどうかという問題は、一にも理論の問題ではなく実践的な問題だからである。実践において人間は、かれの思考の真理性、即ち、現実性とか此岸性を証明しなければならぬのである。思考の現実性あるいは非現実性についての論争は―この思考が実践から遊離しているならば―まったくスコラ的な問題となるからである。我々は、カント主義者、悟性主義者たることを断固拒絶する。現在の学園が「白亜の巨塔」であり、今まさに夕闇に消失していかんとしているのを我々は知っている。そこで、何時間論争しようが科学を抽象的な「価値」として扱えられる限り、真理は決して到来しないであろう。我々は、すでにそのような地平には存在していないし、我々の対象認識こそ、資本主義的生産様式に媒介された「国家と民族」の揚棄であり、それを自らの出発点としているのである。

一 民主主義の概念

民主主義とは、どのような基礎をもつて成立しているものであろうか?自ら「法の番人」と主張する裁判官は「人間の自由、平等」ということを唯一の拠りどころとし、そのことであたかも自分が進歩的であるかのような錯覚をしている。議会制民主主義は私有権に基づく個人の尊重を基本原理として成立していることをみるならば、民主主義の理念とは人間を人間一般と抽象することによって成り立っていると考えられる。だが果して人間一般を抽象することができるといふのか、このことを国家、法の内実を明らかにする中で追求し、ブルジョア民主主義の偽善を暴露していかなばならない。

かつて、フオイエルバッハは「類的存在としての人間」に代表されるように、人間を自然と区別し、その関係の上で人間一般を抽象生存の再生産ということを一面化してはならないのである。彼が何を、如何にして生産するのかわかるといふ生産の物質的条件を考えねばならない。……一国民内部の分業は農耕の労働から産業・商業の労働を分離し、必然的に都市と農村とを分離させたのである。分業を通じた社会的活動の定着化、物的強制力への生産物の固定化こそ歴史発展の契機だったのである。」(マルクス)

現代社会に於て、民主主義は「人間一般の抽象」に根拠を持つてゐることはすでに述べた。ブルジョアジーは歴史上初めて指導力をもった階級として登場し、ブルジョアジーとともに市民社会は発展していく。このブルジョア社会の成立とともに「人間の平均化」に新たな体系が要求されたのである。この要求に答えたものこそ「私有」「分業」の一般化であった。即ち、資本主義が不断に生み出す「商品化現象」を人間関係に投影したものである。「民主主義」が「民主主義」の原型を成したのである。「私有」「分業」の基本である資本所有と資本の形態を「私有一般」「分業一般」へと解消し、国家権力と法秩序によつて保証された社会―それを精神現象として、生み出すものこそ民主主義の意識なのである。だから民主主義意識がその枠内に留まる限り、人間の歴史発展の必然性を見失うことになるのである。民主主義意識は自己に内在化されたイデオロギーとして生産過程、流通過程、又、精神現象に於てブルジョア社会を維持するブルジョアイデオロギーである。換言すれば、ブルジョアの抑圧、資本のくびき、賃金奴隷制を維持した上での、即ちブルジョア階級に対するプロレタリア階級の経済的隷属下における形式的平等に過ぎず、それ以上のものでも、それ以下のものでもないのである。「支配階級の思想はどの時代にも支配的な物質的な力であるところの階級は同時にその社会の支配的な精神的な力である。物質的

生産の手段を左右する階級は、それと同時にまた精神的生産の手段を集中している人々の思想はおおむねこの階級に服従していることになる。」(マルクス)のである。

次に、搾取者と被搾取者との平等はあり得るのかという点について述べていきたい。搾取者は不可避的に国家を被搾取者に対する自分の階級の、即ち搾取者の道具に転化させる。だから多数者である被搾取者を支配する搾取者がいる限り、民主主義国家も不可避的に搾取者のための民主主義となるであろう。一階級の圧迫は、この階級に対する不平等を意味しているし、その階級を「民主主義」から除外することを意味するのである。なぜなら、国家とは支配階級の諸個人がかれらの共通利害を主張する形態であるからである。従ってその結果として全て共通な制度は国家によって媒介され、一つの政治的な形態をとることになる。このように民主主義が一つの国家の統治形態としての議会制民主主義をとるならば、階級の独裁をもたらない民主主義は絶対に存在しないのである。現在の賃金奴隷制を維持するためのブルジョア独裁にすぎない。このことをインペイした議会制民主主義は資本主義秩序を維持する最も安定した統治形態なのである。「現代国家の憲法をもってみたまえ。国家の行政をとってみたまえ。『法律の前での市民の平等』をとってみたまえ。一そうすれば、諸君は、誠実で意識ある全ての労働者によくわかっているブルジョア民主主義の偽善を一步ごとに見出すだろう。たとえどんな民主主義的な国家であっても「秩序が破壊される場合に」即ち、実際には、被搾取階級が自分の奴隷地位を「破壊」したり、非奴隷的にふるまうことを企てる場合に、労働者に軍隊をさし向けたり、戒厳状態をしいたりなどする可能性をブルジョアジーに保証していない憲法上の抜け道、あるいは、保留条件の存在しない

ような国はひとつもない。」(レーニン)と。本公判における形式的平等についても対立が非和解的になるや否やそれは崩れていくのである。だが最も重要な問題は、我々がそのことに何を対置しているかということである。

カウツキーが階級斗争を資本主義の経済矛盾に解消してしまつたことに對し、レーニンは、階級対立の非和解性を基礎にして階級斗争に対する原則的立場をもちとつていった。民主主義に対する立場に於ても単に「賃金奴隷制を維持した上での形式的平等」の偽善を暴露するのにとどまってはならない。我々は支配的なイデオロギーがブルジョアイデオロギーであること、更に様々な形で左翼を自称する諸君にも流入しているのを見てもらねばならない。歴史的に全ゆる改良主義者も自ら改良主義者と認知しなかつたのであり、それらとの斗争は資本主義批判と結びつけて考えねばならない。即ち、両階級の経済的基礎について批判していかなばならないのである。資本主義を搾取の仕組みに至少化させたり、資本家と労働者とはそもそも交換そのものが平等でないという事実をインペイしてしまうことに對して反對する。我々が、学ばねばならないのはレーニンと純粹民主主義との党派斗争であり、ブルジョアイデオロギーとの斗争である。レーニンはKI大会の「ブルジョア民主主義とプロレタリア独裁のテーゼと報告」において「独裁を否定し、民主主義を擁護する」という思想攻撃に對して反撃していったのである。「全ての基本勢力または階級とプロレタリア独裁によって修正されたこれらの勢力の相互関係をいっしょにつきあわせてみれば、民主主義一般をつうじて社会主義へ移行するという第二インターに代表される流行の小ブルジョアの考えがどんなに愚かであるかがわかるであろう。民主主義が絶対的な超階級的な内実をもっているかの如くい

ブルジョアジーから受けついで先人観——これが誤りの基礎である。だが、実際にはプロレタリア独裁の下では民主主義もまたおそらく、全く新しい局面に移行し、階級斗争はありと全ゆる形態を支配しながら、より高い段階にのぼるのである。自由・平等・民主主義についてのきまり文句は、実際には商品生産の諸関係の模写である諸概念を盲目的にくり返すのに等しい。」この内容こそ我々の立場であり、我々の側からは問題は次のようにたてられるだけである。どの階級の抑圧からの自由か?。どの階級とどの階級の平等か?。そして私的所有に基づく民主主義か、それとも私的所有の廃止をめざす民主主義か?と。

学費斗争の軌跡

政府—文部省は72年度から、国立大学の学費値上げを決定した。71年末、自民党教育小委員会の決定に對し、大蔵省予算原案に国立大学授業料賃上げ増収分が含まれたのであった。当時、文部省は「値上げの見返り分として奨学金制度が充実しているとは言えぬこと、値上げ反対運動によって学園が闘争の場となる。」という理由で反対し、復活折衝で値上げ据置きを計つたのである。しかし、国大協の反対声明にも拘らず、私立大学との格差是正等を主な理由として、自民党—佐藤政治委員会によって一方的に決定されたのである。

では、この様な状況の中、京大における1/19教養部代議員大会から全学無期限バリケードストライキは、何を突きつけ、何を暴露せんとしたのであるか。

1 授業料値上げの意味するもの

授業料とは、国立大学では、学生と文部省との契約関係を意味している。更にそれを支える論理として、「营造物理論」「受益者負

担の原則」がブルジョアジーによって主張された。具体的に言えば、大学とは施設であり、しかも公共施設であつて、国民に選挙で合意を得た政府が大学の「責任者」たる学長に、その管理権を委任しているというのである。このように、「营造物理論」とは私有財産制を公共施設に對して適用しているのである。これは次の論理で補充される。公共施設を利用し、利益を得る者は、その利益を施設に還元すべきであり、施設維持—運営費を支払わねばならぬ。このようなブルジョアジーの主張の中に授業料が位置づけられる。

即ち学生とは、大学という公共施設を利用し、その使用料として授業料を支払い、それによって初めて学生として認められるというわけである。

だが、このようなブルジョアジーが捏造した社会通念「受益者負担の原則」とは、いかなる背景をもつて提出されたのかを見ていかなばならない。

2 「受益者負担の原則」の内容

「受益者負担の原則」とは、64—65年の各国帝国主義の景気循環の同時性の回復の中で過剰生産恐怖が世界をおおひ、日本帝国主義はそれまでの高度成長の方針たる、民間設備投資主導型では対応しきれない所に追いつめられつあつた。その中で、資本の防衛—高利潤の獲得を保障するためには、経済的矛盾を大衆に転化せねばならない。即ち、高利潤を望めない公共事業に對しては資本投下を極力避け、利用者たる大衆から、維持費を取り立て、高利潤の期待できる産業に融資するという公共事業の独立採算制を打ち出したのである。このからくりは誰の目にも明らかである。税金と受益者負担によって二重に収奪し、資本の延命—高度経済成長を計るのである。独立採算制は、国鉄等の公共事業に実施され、国立学校予算もその

一つを構成するものとして、特別会計に移管されている。資本は高利潤を求めて集中し、大衆はその矛盾を集中されざるを得ない構造、そのことこそ、共同利害として出されるブルジョアジーの独自利害を隠ぺいしているのである。即ち、大衆二重収奪―独立採算制のイデオロギーとして、階級支配を貫徹するブルジョアジーのイデオロギーなのである。我々はこの問題を、日本帝国主義の動向、さらにはファシズムの序章の中で扱っていかねばならないし、それに伴う市民社会の徹底した再編攻撃に対し反撃を組織せねばならない。

3 学費値上げの背景

現代世界を突き動かす、歴史的動力は「戦争と革命」の時代として次の社会への世界的移動期を形成している。高度経済成長をもつて「輝ける日本の未来」をさし示し、金融寡頭制支配を増々強固なものとして打ち固めんとした政府―ブルジョアジー自身、自らの胎内に生み出す矛盾に対して一切の解決能力を喪失しつつある。南朝鮮人民の反朴・反日帝斗争、アラブ中東戦争、タイにおける学生の反政府斗争は明らかに、国際階級斗争の新たな流動を開始し、国内の異常なまでの物価暴騰、来春予想される労働者の生活化etc、文字通り、我々が予見し、宣言した時代に突入している。チリにおける軍事クーデターは、人民戦線の最終的破産の刻印と、武装斗争以外には勝利の道がないことを明らかにした。それは①過渡期世界における政治過程の独自性が先行的に6年を前後して、その矛盾を累積させたこと②その過程の階級攻防が政府危機から政治危機を生み出し、総体として権力危機を胎んでいたこと③以上により必然的に、斗いを挑む部分に権力問題を要求したこと④そして現在のには、新たな国際階級斗争のにつまりの中で、党を建設し抜く党派斗争の軸を設定しなければならぬことである。

に物語るものであった。これらの資本主義としての脆弱性は、国際通貨体制はブルジョアジーの国際協調一般の問題ではなく、物的基礎に規定されたものである以上、その発展が、国際通貨体制の崩壊を招来する必然性があったことを理解できるのである。更に、重要な点は高度経済成長は常にインフレを内包せざるを得ないし、そのことは各国資本主義の「正常」な姿であり、この運営がIMF・IGAAT体制の前提そのものを突き崩すベクトルを有しているのである。

② 帝国主義の危機と反革命同盟の再編

国際通貨体制の崩壊は、全世界の同時的な危機の到来と、その論理的帰結が基本的には一国の利害を軸として追求されつつあることを明らかにしている。その内容は、権力政体の転換と反革命の先行形態として現在、増々ドラステイックに展開しつつある。70年安保の再編―71年沖繩返還は、帝国主義諸列強が反革命同盟に依存せざるを得ない程までにブルジョアの克服の道が狭められたことを明らかにした。このように、安保―NATOの国際反革命同盟が、中ソ「労働者国家」群に向けられたものではなく、先進資本主義本国のプロレタリアートに対する反革命なのであって、スターリニズムはこれを主体的に容認したところに、その犯罪性を持つていることも明らかにする。

このように世界帝国主義列強は過渡期世界の矛盾に規制され、いずれの帝国主義も国際反革命のヘゲモニーを掌握しきり、自国帝国主義の侵略を貫徹する力量を失っている。

この帝国主義諸列強の権力、即ち古典帝国主義の民族排外主義を国民結集策として国内階級を包摂し得ない状態であり、民族と国家の対立を止揚しきれないまま、上からの帝国主義秩序の再編を国家

① 危機の同時性を保証する戦後世界

帝国主義列強の権力政体の同時的転換の動向の分析を行っていくに当たり、その前提として戦後の統一市場が、主導的な諸帝国主義国の蓄積、再生産構造の不均等な発展の結果的表現として、矛盾がどのように外化していったかを明らかにしていかなければならない。

戦後統一世界市場は、30年代のブロック経済が結局自己の勢力圏拡大―市場分割―帝国主義戦争へと外化していったことのブルジョアジー側からの「総括」が要求されたのである。我々はすでに、統一世界市場がIMF・IGAATを軸として、米帝国主義の圧倒的優位性の下で再建されたことを確認してきた。では、国際通貨体制とはどのような問題なのか？このことについてふれねばならない。29年恐慌時、イギリス、アメリカの金本位離脱は、国際金本位制の決定的崩壊につながっていく。即ち、各国帝国主義は、自国の蓄積、再生産構造に依りて、一国的な不況脱出策しか残されず、従ってそれはインフレによる「危機の当面の回避でしかなかったのである。だが、この「残された唯一の道」も国際収支の悪化を必然的に結果し、対外侵略への道をたどっていったのである。この危機の脱出過程に採用されたインフレ―管理通貨制が戦後世界統一市場の再建に延長されるのであった。従って戦後世界の特質は、①最早、金本位制が再建され得ないものとして管理通貨制が登場したこと②アメリカ帝国主義の圧倒的生産力と金の偏在を前提としたこと③従って、アメリカ帝国主義のドル散布によって他帝国主義は、自国の革命を封殺し得る客観的要因をつかみとったこと④各国資本主義は③によって国家独占資本主義的諸政策を遂行し、そのことは常に各国がインフレ常態化傾向を持たざるを得なかったこと、である。以上の特質は、ブルジョアの克服の限界性を当初から胎んでいたことを明確

暴力と行政執行権力を軸として強行する以外には無いのである。諸列強の以上の権力性格の転換は各国ごとに独自の政体をとつつも基本的には、国内抑圧の強化と対外的には、反革命同盟の自国ヘゲモニーの下に再編を計り続けていくのである。諸列強の権力性格の転換の共通性をここに有しているのである。次に日本資本主義の発展段階の中で、日本におけるファシズムの先行形態を把握していかなければならない。

トロツキーはファシズムの時代的特質に関して次のように分析した。「議会主義によって隠蔽されたブルジョア独裁の『正常』な軍事的警察的手段が社会の平衡を保つ上で不十分になったときにファシズムの時代が訪れる。ブルジョアジーは、ファシズムという出先機関を使って、激怒している小ブルジョア大衆、最下級層の一団、道徳的頹廃に陥ったルンペンプロレタリアートなどの金融資本自身に絶望と憤怒の中に落とし込んで無数の人間を動員するのだ。そして最も重要な点は、労働者組織を破壊し、プロレタリアートの行いうる独自の組織化を妨げることを目的とした組織体制を作り上げることであり」と。

我々は、60年代後半で70年代初頭における全国学園斗争に対する暴力的圧殺と戦闘的労働者に対する未曾有の大弾圧の経験を有している。だが、我々は単に警察的軍事的な国家暴力のあらわれをストレートにファシズムと呼んでいるのではない。権力実体をみる前提としてファシズムという権力形態が独占資本主義にとつてなご必要とされるのかをみていかなければならないからである。自民党がその成立を試みる「小選挙区制」は、国民の政治的統合が経済的統合の進行―私生活をも全面的に市場の対象に吸収してしまうという―とのズレを生じ、既定の議会制民主主義ではすでにブルジョア

ジの利害を貫し得ないところまで追いつめられたことを如実に示している。即ち、独占資本主義の経済的統合がそれに対応した政治的統合を議会制民主主義に最も安定した一では果たし得ないのである。そして、これまで「憲法体制の空洞化→執行権力の拡大」の中で理解してきたように行政における治安攻勢は更に激化しつつある。又、立法レベルにおける①刑法改正②新大法③騒乱予備罪 etc 列挙すればきりが無いほどまでになっているのである。

保安処分、騒乱予備罪によって文字通り破防法体制の完成と治安攻勢の最後の展開に突入しているのである。我々はすでに、ファシズムの再編の物的根拠を現代過渡期世界の特質→世界帝国主義の危機の同時性の中に見出し出してきた。だが、日本帝国主義の権力政体のファシズム的転換は、トロツキーの指摘する「小ブルジョアジー、ルンプロ」の出先機関を使わないのか？このことは、ファシズムへの突撃過程で権力政体の決定的転換が果してあり得るのかどうか—これは「革命と反革命」の最後の激突が何を契機として開始されていくのかということを示す上で、重要な問題である。即ち、独占資本主義が危機においてファシズムという非常形態をとらざるを得ないときに、どの部分にそれを担当せしめるかということであり、ヒットラーに典型的な大衆運動として革命運動を制圧する社会的勢力の出現か、あるいは、既成の国家権力の内部で官僚・軍部のそれぞれの潮流に任せるかということである。現在のファシズムの先行形態は自民党による上からのファシズムの再編としてあったのである。その客観的根拠として、政友会系と民政党系との二つの系列が55年保守合同によって自民党として一体化していったブルジョア政党的形成過程に見出すことができる。それ故、小業者や農民層さえも、唯一のブルジョア政党的としての自民党が吸収し得た要因

まとめ

意見表明

我々が現在、真に総括しなければならぬ問題とは、革命が生み出す「密集した反革命」とは何であり、それを如何に突破するのか、ということである。われわれの学費斗争が、仮に個別の学費値上げに反対する運動であったとしても、また孤立した革命的少数派のそれであり、単なる行為主義的な一暴力事件に歪曲されようとも、われわれが当時に於いて、権力による反革命的統合や教育の帝国主義的再編に対し断固としてこれを粉碎するという意識性を持っていたことを確認するならば、先の命題を説明することによって、運動の未来を代表するような総括をなしえるに違いない。

本公判の「被告」の意見表明のまとめにあたり、マルクス以来の、不拔の革命家達によって代表された、各々の時代の革命運動の総括がどのようになされたのかを明らかにして、意見表明のまとめにかえたいと考えるものである。

△革命の現実性▽—これこそが、我々がハバリケードのこちら側▽からもたらした確信である。すなわち、67年10/8羽田闘争以降、無名・無数の革命的プロレタリアートによって、「古いもの」を廃絶し、「新しい秩序」への志向が開始されつつあるという客観的契機が存在しているということである。72年2月1日をめぐる攻防も、我々の「関の声は『永続革命』でなければならぬ」(マルクス『共産主義者同盟への中央委員会への呼びかけ』)というアピールの生きた実践であった。

があり、逆に自民党に接近しない限り、金融→産業資本の蓄積をなし得なかったからである。日本に於けるこのような特殊事情故に、階級危機のブルジョアの克服としての公然たる小ブルジョアを軸としたファシズム運動として展開されるのではなく、自民党によるファシズムの再編として展開されてきた現実がある。中東戦争を一契機とした石油危機を頂点とした異常な社会情勢を見れば明らかのように、既にブルジョア自身自らの支配能力を完全に喪失しつつある。ファシズムとは独占資本の経済的独裁を政治的に表現する国家権力であるが、統制経済によって資本家自身の利益を制限せねばならぬ時代に突入しようとしているのである。ブルジョア自身、自らの利益を危険にさらし、自民党の一部が公明、民社、社会、共産を巻き込み、ファシズムの最終形態に到ることは近い将来予想され得ることである。そしてすでに進展しつつある労働者組織の破壊 etc、と決定的な権力政体の転換を経ずして、にもかかわらず、現在の権力性格が専制的、反動的であることは、その特殊性を示している。

マルクスは『フランスにおける階級闘争』の中で言っている

「革命は、その直接的な悲喜劇的な獲得物によって、その前進をきりひらいていったのではなく、逆に、結束した強力な反革命を生み出したことによって、つまり、それとのたたかひをつうじてはじめて転覆の党が、ほんとうの革命党に成長することができるところの一つの敵をつくらだしたことによって前進していったのである。」と。

レーニンも、そのマルクスの命題を受けて、『モスクワ蜂起の教訓』の中で、「なにも時機尚早のストライキをはじめたことはなかったとか、『武器をとるべきではなかった』とかいう、日和見主義者がこぞつとびついた、あのプレハーノフの見解ほど、近視眼的なものはないのである。それどころか、もつと決然と、もつと精神的に、またもつと攻撃的に、武器をとるべきであった。平和的ストライキだけではどうにもならないということ、おそれを知らぬ、仮借ない武装闘争が必要だということ、大衆に説明してやるべきであった。最後に、いまやわれわれは、政治的ストライキだけでは不十分なることを公然と承認しなければならぬ」といつている。

我々は、マルクスとレーニンによる基本的見解を、断固としてわがものとしなくてはならないであろう。また、トロツキーは『ロシア革命史』の中で、十月革命のダイナミックな転回を極めて生き生きと要約している——「学者たちは、弁証法とは精神の無益な遊戯であると考えている。ところが実際には弁証法だけがひとり、矛盾によって生きかっ動く進化的過程を再現するのである。」「歴史は、もしそれがわれわれになにも教えないとしたら、一文の価値もないであろう。ロシア革命の雄大な構想、革命的諸段階の連続的一貫性、不可抗的な大衆的圧力、政治的グループ編成の完璧さ、スローガンの簡明直さ、これらいつさいは、革命一般の、それと

ともに人間社会の、理解を非常に助けてくれる。なぜなら、われわれは歴史の全行程によつて、つぎのことが実証されたと考えて差し支えないからである。それは、内的矛盾によつて分裂した社会は、革命において、その組織ばかりでなく、またその『魂』をもてあますところなくさらけ出すことである」と。そうだ、この十月革命の転回の描写は、われわれの悩裏からやきついて離れない、60年代後半からの闘いであり、そしてまた学費斗争の緊張した一齣一齣である。我々はこれを、一九〇五年のロシア革命にならつて、「自由の日々」と呼び、「わが第一革命」と呼ぼう。

それ故に、われわれのさほど遠くない過去に於ける闘いの総括の試金石として、次に、一九〇五年革命の総括であるトロツキーの「総括と展望」を検討してみたい。ここではすぐれて、後の赤衛隊一赤軍建設へつながる労働者の武装の観点からみるならば、基本的には、一八四八年とパリコミューンの教訓から、「ロシア革命の社会的特殊性は、人民の武装をめぐる問題において、とりわけ尖鋭に現われている」そして「革命を武装するとは、われわれにおいて何よりも労働者を武装することを意味する」のである。

「革命、それは権力をめざす闘争における社会的情勢力の公然たる力の試し合ひである。」実際に、一九〇五年のロシア革命は、ツァー専制の圧制に対する、自由主義ブルジョアジと革命勢力の三つどもえの抗争であつたし、その革命勢力の内部にあつても、大きくはプロレタリアートと農民、そして諸政党間の相互関係のあつれきを孕んで進展した。マルクスは、「ドイツ・イデオロギ」において、世界史を四つに形態区分し、マニユファクチュアによる近代プロレタリアートの登場を明確にしたが、トロツキーも、遅れたロシアの歴史的特殊性を考慮しつつも、都市に集中しつつある大工業を

ーニンの「ロシア革命のヨーロッパへの飛び火」論と同様に、後の世界革命論のガイストとなる国際主義の観点を述べるのである——「ロシアの労働者階級は、ヨーロッパ・プロレタリアートの直接的な国家的支持がなければ、権力にとどまることはできないし、その一時的支配を長期的な社会主義的独裁に転化することもできないであろう」と。このことは、当時のロシアの急速な資本主義の発展が多く、西欧資本主義諸国の経済発展とこの流入によつており、プロ独への最大の客観的契機としてあつたのである。つまり、資本主義の発達とこれによつてもたらされる危機は決して一国だけの枠内にとどまることはなく、国際的規模で醸成するのである。このことは、世界革命の必然性と同時性を示しているし、現在の、国際金融機関や、日本と東南アジア諸国との関係は、当時のロシアと西欧との関係の逆なのである。ともあれ、革命は世界性を志向せねばならないという核心をおさえ、この国際主義の観点からも運動は総括され対象化されねばならないのである。

さて、以上のプロレタリアートの独裁の提起と、その主体的、客観的条件を保証しうる労働者の武装に立ち返らねばならない。トロツキーは、ロシア革命が、一八四八年の革命、パリコミューンなどの西欧の革命運動との決定的相違と、連続しうる根拠を、周知のように、「労働者代議員ソヴェトの全ロシアの実践」に置いている。後に引用する「次は何か？」の中でソヴェトの普遍的性格を、「プロレタリアートが権力への斗争の時期に突入するような条件のもとでは、統一戦線のもつとも進んだ形態である」としているが、この「総括と展望」では、「大衆の革命斗争を統合するために、この大衆自身によつて計画的に創造された機関」としており、こうした関連の中から、労働者の武装を把えねばならない。何故なら、レーニ

中心としたプロレタリアートの隷属の社会的諸関係の分析から、「プロレタリアートは資本主義の成長とともに成長し、強固になる。

この意味で資本主義の発展は、プロレタリアートの独裁へ向かつての発展である、しかし、権力が労働者階級の手に移行する日時は、生産力の水準に直接に依存しているのではなく、階級斗争の諸関係や国際情勢、そして伝統やイニシヤティブ、闘う決意といった一連の主体的契機にかかっている」という。そしてプロレタリアートの独裁への主体的契機として次のように確定する——「技術水準が、社会的労働の生産性の観点から、社会主義経済を有利にしたということだけでは不十分である。また、この技術に基づいて展開される社会的分化が、その数や経済的役割の点で主要な階級としての、かつ社会主義に客観的に利益を見出す階級としてのプロレタリアートを創出したということだけでも不十分である。さらにこの階級が自らの客観的な利害を自覚していることが必要であり、公然たる斗争の中で国家権力を獲得するに十分なだけの力量をもった軍勢に結集していることが必要である。そのようなプロレタリアートの準備の必要性を否定するのは、現在では馬鹿げたことであろう。ただ旧式のブランキ主義者だけが、大衆から独立して形成された陰謀組織の救済的イニシヤティブに期待を寄せることができ、あるいはその正反対物たる無政府主義者だけが、何によつて解決されるかを不問に付した自発的で自然発生的な大衆の暴力に期待を寄せることができる。社会民主党は、権力の獲得を、革命的階級の自覚的な行動として語るのである」と。こうしたことからまさに、60年代後半からの我々の闘いが、既に、プロ独への主体的契機をもたらしていることを確認するのである。

また、ロシア革命の可能性を蓋然性におしあげる条件として、レ

ンもいうようにソヴェトは臨時革命政府の萌芽であり、臨時革命政府は労働者階級自らの武装なくしては考えられないことは、モスクワ蜂起の敗北、十月革命の勝利、そしてドイツにおけるレーテの敗北をみれば明らかである。ともかく、一九〇五年の革命が、ソヴェドという労働者階級自身の、そして革命的農民自身の権力機関として物質化したところに最大の意義があり、これを60年代後半からの日本の闘いとの関連でみるならば、市街戦の初期形態であるバリケードとしてなしても、そして来たるべき権力の性格を志向しえたとしても、プロレタリアート自身のソヴェトのような権力機関を実際に物質化しえなかつたことは、いままって最大の問題点なのである。

以上、大まかに、一九〇五年のロシア革命の「総括と展望」を見てきたが、農民問題での不十分性が語られようとも、安易なプランキズム、無政府主義、ナロードニキ主義のなれの果てに對して、断呼としてプロレタリアートの独裁を提起し、労働者の権力志向と武装を論じ、マルクスの永続革命論を継承し、国際主義を堅持し、世界革命へのガイストを提起し、十七年十月のペトログラードへの道を予言したことに、現代的に復権すべき最大の意義、内容があることをこゝを見なくてはならないであろう。「ロシア革命は、わが国の社会的歴史的發展全体の特殊性の総括であるとともに、一方ではまったく新しい歴史的發展を切り拓いているところの、きわめて独特な性格をもっている」との冒頭の内容は、戦后民主主義に決別し、これを総括しようとした、そしてまた「新しい世界」を切り拓かんとした我々の闘いの内容でもあつたことを明らかにして、トロツキー「総括と展望」から、学費斗争の総括過程にあるわれわれが学べき見地を一応結びたい。

次に、「危機」が叫ばれる現在、「狼がやってくる」式のその一般的性格ではなしに、本質的に、「何が危機なのか」を明らかにしたい。まず前提に問題にしなければならぬのは、階級としてのプロレタリアートの社会的、政治的隷属の根拠が経済的隷属にあり、だからといってその解決策を、たとえば現下のインフレ状況を現象的に見て、窮乏化政策や経済決定論、恐慌革命論に求めることは余りに皮相だということである。それらは、いつてしまえば「労働者階級が窮乏化し、すなわち恐慌になれば決起するであろう」というものであるが、これこそ、プロレタリアートの経済的隷属の一面的評価であり、よって階級を廃絶する永続革命の過程の本質を理解しないのであり、階級の廃絶への永続的担い手がプロレタリアート自らを否定しているのである。もう一つ的前提は、経済的隷属からくるプロレタリアートと小ブルの一定の憤激があつても、これが、たとえば「民主主義的要求からプロレタリア的要求」というシエーマのように、ストリートにプロレタリア革命を志向しないことに對して、これをプロレタリアートのせいにしてはならず、プロレタリアートの大部分が、いまだ帝国主義労働運動や社会民主主義勢力のもとに支配されていることを、前提的におさねねばならない。

その上に立つて、「何が危機なのか?」、すなわち、冒頭で述べた、現代の「密集した反革命」の本質としてのフアシズムを把握する必要がある。何故なら、破防法体制もフアシズムの一環であり、また社会民主主義や日本共産党「スターリン主義」も、このフアシズムの本質を見抜けず、フアシズムにズブズブとくり込まれてしまっているからである。だから、現代のプロレタリアートのインフレに對する憤激が経済主義的に歪曲され、プロレタリアートが、進行するフアシズムの本質に気づかされないのである。

ば、現に此抛京都地裁の存在こそがフアシズムへ突撃する、司法の反人民的再編の一端なのである。思い起こしてみよう、我々の第一回公判以来の分割審理策や、2/1の京都府警の警職法乱用に對する告発の起訴処分、そして過日の日共による布目・柴原君の「告訴」裁判における強権的訴訟進行を。本質を隠蔽するイチジクの葉としていつも語られるのは、司法の中立幻想を循にとつた「公平な裁判ができない」ということである。笑わしてはいけない。一体誰にとつて「公平」だということか、そして誰にとつて「有利」な裁判なのか——ブルジョアジーは、裁判所というフアシズムの出先機関を使つて、日本共産党までも動員しているではないのか。

ところで、現在におけるフアシズム権力の登場は、トロツキーの時代以上に、更に巧妙な仕方なされていく。すなわち、戦后民主主義幻想で暴力否定の思想を宣伝し(国家という存在が暴力装置であることをタナにあげてである)、議会主義によつてブルジョア独裁、つまり警察的、官僚的、軍事的独裁の本質を隠蔽しているのである。だから、いくら革命的議会主義とか人民的議会主義とかいつても、それはレーニンの言葉を借りれば「議會遊び」でしかないものである。また、日共の「民主連合政府構想」は、プロレタリアートの本質的エネルギーをたかが一票に過小評価することによつて、プロレタリアートの怒りをフアシズムという地獄への道に動員しつつある点で、まさにレーニンのいう「社会主義の顔をした帝国主義」そのものである。さて、我々は、トロツキーのフアシズム分析の原則的立場を踏まえつつ、現代フアシズムの分析には、更に、レーニン「帝国主義論」の批判的撰取を通した現代帝国主義批判と社会民主主義、スターリン主義批判を加える必要がある。現在の「危機」はまず、戦後の日本帝国主義の重化学工業化、すなわち金融寡頭制

まず、フアシズムに對して、我々が原則的に承認するのは、トロツキー「次は何か?」の、もはや何度も語られてきた見解である。次のようにいう——「議會主義によつて隠蔽されたブルジョア独裁の『正常な』軍事、警察的手段が、社会の平衡を保つ上で不十分になつたときに、フアシズムの時代が訪れる。ブルジョアジーは、フアシズムという出先機関を使つて、激怒している小ブルジョアジー大衆、最下級層の一団、道徳的頹廢に陥つたルンペン・プロレタリアートなどの、金融資本自身が絶望と憤怒の中に落としこんでいる無数の人間を動員するのだ。」

また、「国家のフアツシヨ化」ということは、ただ統治の形式や方法のムツソリーニ化ということの意味するのではない——この方面では究極的にいって、変革は二次的役割をしか果たさない。もつとも重要な点は、それが労働者組織を破壊し、プロレタリアートを無気力の中に落しこみ、かくして、大衆の深奥へ浸透しながら、プロレタリアートの行いうる独自の組織化を妨げることが目的とした、組織体制を作りあげることにある。そこにこそ、フアシズム体制の本質が存在する。」

そして、具体的には、「フアシズムの勝利は、金融資本による直接的かつ瞬間的な、あらゆる統治、指導、教育などの組織や機関の独占にゆきつくのだ。その中には、国家機構、軍隊、地方機関、大学、学校、報道機関、労働組合、共同組合などが含まれる」と。

現代過渡期世界に於ける特殊かつ普遍的な支配形態として、フアシズムが登場したのである。トロツキーの予言は、既に30年代のドイツ・ナチスの政権獲得とドイツ危機の敗北→第二次大戦の突入によつてアイロンカルにも証明された。また、それは原理論的には現代にもあてはまるものである。たとえば、一つだけ例にとつてみれば、

資本の蓄積に基礎を置き、自らの内に不断に孕まれる矛盾→過剰資本を、国家の対外的暴力に支えられて、東南アジアを中心とする後進国へ、資本輸出として転化し、市場獲得競争へと至ることによつて生まれる。他方、帝国主義列強間の不均等発展は市場再分割戦を生み出し、更に「労働者国家」の存在を与件として、列強間の対立を孕みつつ、しかし世界市場の統一制の維持、拡大、反革命同盟の形成を図らざるを得ないところに、二重の矛盾にぶちあたり、また激化する后進国階級斗争に規定される中で、軍事、経済、政治全ゆるる矛盾が暴露し、「危機」はいきおい階級的危機としての性格をおびてこざるをえないのである。だが、現代帝国主義の矛盾の資本主義的解決、つまり高度成長政策に典型的なように更なる過剰生産對外膨張や帝国主義労働運動の育成は、一切の経済主義、組合主義、議会主義を、帝国主義労働運動にくり入れ、社会排外主義へと転化せしめた。つまり社会民主主義をブルジョアジーの同盟に示したものである。このことは、現下のインフレに於けるプロレタリアートや小ブルの怒りがどこへもやりようのないことをみればわかるであろう。

帝国主義の矛盾の極限的発現形態は、恐慌か戦争しかないのであるが、両者のブルジョアの解決こそがフアシズムである。だが、第一次大戦を前にしたレーニンの時代、これがなぜ十月革命の前夜になりえたのであろうか? また、一九二九年大恐慌から第二次大戦へ至る過程は、何故ドイツ・ナチスを生み落としたのだらうか? 後者に於いては、第一次大戦の敗北以来のドイツでは恒常的な危機がまんえんしており、レーテの敗北はワイマール体制を生み出したが、これは連立政権という脆弱なものであり、この脆弱なワイマール体

制の終焉から権力政体の転換に再編の過渡にフアシズムの登場があったのであり、主体的には、「共同して打ち負かす真の敵が誰であり、誰が味方なのか」を決定的に誤ったスターリン主義の「社会フアシズム論」によって、強固な統一戦線が形成しえなかったことによるのである。さて、レーニンの時代に於いて、何故、戦争の危機にかかわらず、これを革命的危機に転化し、プロレタリアートのヘゲモニーで政治過程が展開しえたのであろうか？それは、ドイツのレーテが、プロレタリアートの武装を前提としない、いわば国民評議会的運動であったのに対し、ロシアはソヴェトという、先にみたように一九〇五年以来、プロレタリアートと農民の武装によって「徹底した民主主義」を実現する権力機関を持っていたことによるのである。しかし、戦争に煮つまる危機は、不断に社会排外主義を生み出さざるをえず、これとの対決を媒介として、内乱の条件の成熟を図ろうとし、レーニンは「帝国主義戦争を内乱へ」と表現したのであった。そのガイストは、戦争は帝国主義国家機構の内に国民的生産力を集中し全人民を収約する、すなわち全民族的な階級危機として爆発するのである。そして自国政府の敗北は、国家としての収約力と機構を崩壊させる、ここに武装蜂起の条件があると能動的にいうのである。しかし、現代に於いては、トロツキーの時代と同じく、恐慌や戦争の危機の成熟は、一方では、フアシズムの成熟過程でもあるのだ。この証拠として、日本共産党がブルジョアジーに動員されて京都地裁に革命家を抹殺する一役を荷にきいていることを見てもわかる。また、現在、プロレタリアートの怒りももり上がってきているが、同時に、うわさされる大学管理法や、刑法改正、騒動予備罪、公安の強化など、ブルジョアジーの側から来たるべき階級的全人民的危機の到来を予想して、フアシズムへと進撃している

のである。社会民主主義勢力、スターリン主義もブルジョアジーによって飼いならされ、フアシズムへ動員されつつある。そのように戦争と恐慌の危機は、必然的に「フアシズムか、プロ独か」の時代を招来せしめるのである。レーニンが、カウツキーに代表される社会排外主義と闘い、これを媒介として革命を準備したように、我々も、社会民主主義、スターリン主義という社会排外主義と闘うことを媒介に、フアシズムを粉砕しなくてはならない。

我々の勢力、すなわち、十五年前にスターリン主義から決別し、権力により「暴力革命主義者」と呼ばれ、日本共産党に「ト・ツキスト」暴力集団」と呼ばれ、だがしかし、首尾一貫としてフアシズムへの道と非和解的に闘い続けてきたところの革命的勢力は、確かにいまだ革命的少数派である。我々の学費斗争も、革命的少数派によって、しかし最も密集し、非和解的に闘い抜かれてきたのである。歴史の逆説的な側面として、歴史は革命的少数派によって切り抜かれることもあるのであり、これがなにもまして正しいこともまたありえることも歴史は証明しているのである。そして、最初に引用したトロツキー「ロシア革命史」のように、歴史は弁証法的に発展することも時にはありうるのである。

トロツキーが「総括と展望」で史上初めてプロレタリア独裁を語って以来、階級斗争の歴史はプロ独に向かって進展したし、「未完の革命」世界としての現代過渡期世界は、文字通り、「プロレタリア独裁か、フアシズムか」の非和解的対立を現出せしめている。「密集した反革命」はフアシズムへと収約されている。フアシズムを粉砕する政治的包圍網を形成する一翼として我々「被告団」の存在があることを述べておきたい。

最後に、トロツキーが、一九〇五年ソヴェト裁判においておこな

った意見表明の一節を述べてみたい——「大衆の手に武器はなかった。否、それを大量に手にすることなどありえないのだ。このことは大衆が敗北する運命にあることを意味するか？否、いくら武器が重要だとしても、しかし裁判官諸君、肝心な問題は決して武器にあるのではない。武器にはない、大衆の殺す能力ではなくして、大衆の偉大な死ぬ覚悟——これこそが裁判官諸君、われわれの観点からすれば、人民蜂起の勝利を究極において保証するのだ。群集を鎮圧するために街頭に出た兵士たちが群集に直面し、この群集は、この人民は、人民に必要なものを達成するまで舗道から退かないということ、累々たる屍を積み覚悟があることを兵士たちが自分の眼で確信する時、すべての革命においてそうだったように、兵士たちの心は不可避免的に動揺するであろう。なぜなら、彼らは自分たちが奉仕している秩序の堅固さに疑問を抱かないわけにはいかず、人民の勝利を確信しないわけにはいかないからだ。（中略）まさにそれゆえ、われわれの考えでは、人民の蜂起が「準備」されるのは、人民が機関銃と大砲をもって武装する時ではなく——なぜならそのような場合には蜂起は決して準備されていないのだから——、人民が公然たる街頭斗争において死ぬ覚悟をもって武装する時なのである。」

裁判官諸君、検事諸君——トロツキーのいうような、まさに八革命の現実性✓は、近い将来に於いて必然的たりうることを、断固として確認して、我々の意見表明のまともにかえたいと考えます。

「意見陳述」

はじめに

意見表明の最後にあたって、我々は、本裁判が、第一に、学ヒ闘争を封殺し、学ヒ闘争で突きつけられた諸問題を一挙に抹殺せんとする権力—大学当局の大弾圧の最後の機能をはたさんとしていること。それ故第二に、学費闘争の正当性はおろか、それを捨象し、「犯罪事件」として、ブルジョア法を適用し裁かんとしていること、第三に我々の徹底した闘いであることを再度確認したい。それ故、第一に我々の意見陳述の展開は、このような裁判の成立の犯罪性をあばき、その前提として、我々の「学費闘争」の真の成立を、その本質的過程を我々の側から立証成立せしめることになった。第二にあらゆる我々への弾圧—階級裁判の過程へ引きづり込まんとする裁判過程に対する闘いの戦闘宣言でもあった。我々は、いまより一層我々の主張点を鮮明にし、我々の更なる闘いの論拠とするため、以下諸点の内容を中軸として、学ヒ闘争の正当性と闘いの方向性を再度表明し、最後の意見陳述としたいと思います。

① 学費闘争とブルジョア教育過程

71年から72年にかけて全国の教育学園で突如として、教育Bが、提出した授業料値上げは、単に突発的、偶然的なものではないことは言うまでもない。それは戦後教育過程総体的の変遷の中から規定され、且つ何よりも、日本資本主義の急速な進展と、帝国主義の矛盾の激化の中から必然化されたものであった。近代公教育体系は、近代資本主義社会にとって、必要不可欠な必然的な構成部分として歴史的に形成されてきた。公教育の成立は、人間の本質的営為である「労働」から教育を分業させ、機械制大工業の進展と共に「科学・技術・知識」を資本の従属化におくことにより、「科学・技術・知識」自体を生産力に転化させることに成功した。且つ生産過程に労働力

を結合しそのことによって、生産過程の技術的基礎の変化に対応でき得る新たな「労働力」需要を必要せざるを得なくなつたのである。ブルジョアジーはこのような「労働力需要」の構造的転換に対応し、抜くため労働過程から分立した別の機関に託するようになるのである。まさにブルジョア教育過程の成立である。このような教育過程は当然のこと、生産力向上とその生産過程を有益に利用する資本の一方法として現象せざるを得なくなるのである。

このようなブルジョアジーの特殊利害は、政治的国家と市民社会の分裂、ブルジョア国家成立と相まって、教育を国家権力による、政治支配の下に、公教育体系の完全な確立とその掌握にいたるのである。この公教育体系の頂点に位置するものが大学であり、その制度である。ブルジョア教育過程は、近代資本主義の構造的要素の中に組みこまれブルジョアジーの特殊利害の要請に深く規定され、その進展をはからねばならなかつたのである。

戦後教育の成立とその過程は、日本資本主義の歴史的、社会的構造背景のうちに、まさに、そのブルジョアの本質を露呈し、現在に至っていると云つていい。

50年代後半から日本資本主義は、生産性向上に設備投資、近代化投資の諸政策をやみくもに押し進め、産業構造高度化の進展をはかり60年代、池田所得倍増計画の下、50年代産業構造の帝国主義的再編をはかり、労働者に対する、合理化、賃金カットと財政収奪を押しつけ、更には、自由化への対処という国際競争戦、帝国主義の市場分割という新たな段階に突入し、日本資本主義は帝国主義ブルジョア独裁体制の確立に侵略と抑圧の不可避的矛盾へと一層深化していかねばならなかつた。同時に、帝国主義支配秩序確立の一環としての労働政策において「労働力商品の再生産構造」の質的転換

な労働技術とブルジョアイデオロギーを同時に省得させられ、その程度の差において労働力商品として価値付与を強制され社会的価値を決定する、基準とされるのである。

学費闘争は全共闘運動が提起した、大学一学問一教育一管理総体にわたるブルジョア性に対決する本質を内包する闘いであつたし、かつて、65年慶応大学々々費闘争、66年早稲田大学、67年明治大学、中央大学学費斗争と打ち続く学費値上げの攻撃は60年代ブルジョア教育過程における教育再編攻撃の根幹、結節点であり、同時に71年全国一斉学費値上げと、更に、72年、73年へと展開する教育ブルジョアジーの政策は帝国主義教育再編の最後の完成を画策している最初の攻撃であるといつていい。我々の学費闘争の闘いは、この70年代教育再編の新たな攻撃に対決するものであつた。事実、政府一文部省は、昭和42年から審議を重ねてきた中央教育審議会答申を柱に、具体的諸政策を展開しつつある。

我々は学費闘争の正当性を更に鮮明にするため中教審路線を批判し、かつ中教審のもつとも中心的思想たる教育投資論、受益者負担論の反革命性を第二に批判しなければならぬ。

② 学費闘争と中教審路線

受益者負担論批判

71年6月、中教審答申は最終答を持って完結し、特に60年代において、高等教育に対する非体系的な教育政策から政府一文部省の主導的教育戦略として位置づけられている。それと同時に、中教審と並んで中教審設立以来、膨大な財界の教育要求一すなわち経済同友会日経連、経団連等一は独占ブルジョアジーの中教審にかける期待と一体化を何よりも示している。

中教審路線はブルジョアジーの70年代教育政策の要であり大学に

をはからねばならなかつたのである。

産業構造の高度化が生み出す産業組織の人的構成は、少数の高級技術者と多数の単純労働者である。50年代から60年代にかけて、とりわけ高等教育一大学においては、市民的教養と市民社会的体制秩序を好む一程々度の知識人を生み出すのみであつた。このことは日本資本主義の急速な進展、産業構造の急変に対応する高等教育の制度的、イデオロギー的改革が戦略的意味において、ブルジョア自身自身の体系的な教育政策の未確立にあつたのである。しかし、63年までに教育の過程の全面的改編を終え、中学校を「観察課程化」し、高校を「多様化」するなかで、すなわち初等、中等教育、参期中期に至る、全面的に、教育の帝国主義的再編をなす中で、60年代中期以降、現在に至る過程で、高等教育一大学における再編を、着々となさんとしているのである。60年代後半、全国教育学園で圧力的に闘い抜かれた全共闘運動はまさにこのようなブルジョアジーの教育過程総体にかげられた再編と攻撃に対して学生大衆の根底的な闘いであつた。

戦後「民主主義」教育という幻想性を突破し、大学一教育一管理総体のブルジョア性を徹底してあばき、大学、学生存在の社会的、階級的な位置の根源的な提起は、現在においても、我々もまた、不断に問わなければならない問題である。

すなわち現代における大学および教育制度は教育手段を教育資本として私的所有するブルジョアジーと、教育労働者、学生から構成され、そこにおいての教育機能は、第一に「労働力の再生産」であり、第二に、ブルジョア支配イデオロギーの育成である。しかも、独占資本の形成と、その要請は、おのずから労働力商品の実態的性質を変化、進展させ、学生は、現在の生産関係を維持するのに必要

あつては60年代全共闘運動を筆頭とする学生大衆の戦闘的闘いに対するブルジョア側の総括であり、且つ70年代の日本帝国主義の侵略反革命体制に見合った高等教育の全面的改編である。今秋国会を強行採決した築波法案はまさに、その具体的モデル版であり、我々は断固糾弾しなければならぬ。

中教審一築波法案の持つ意味は先の意見陳述で詳しく述べたが、更にここでは学費値上げの論理をもつとも原理的に支え、且つそれを押し進めるブルジョア教育過程のもつとも象徴的イデオロギー、いわゆる「教育投資論」と「受益者負担論」が中教審の思想としてある点を指摘しなければならぬ。

中教審答申は次のように語る。「教育費とは社会的には一種の投資であり、その投資の経済的効果のうち、当事者個人に帰属する部分を受益たる個人が負担すべきである。」と、この論理こそ、学費値上げを支え、「労働力商品の再生産工場」たる大学を更に、70年代帝国主義ブルジョアジーの再編とその要請に答え抜く支柱たるものである。

60年代高度成長経済の破綻は財政々策を主軸に、いわゆる「安定成長」の転換をはからなければならなかつた。もとより、そのことは人民諸階級の利害と対立を拡大利用し、国家独占資本段階における国家の大衆収奪に他ならない。国家の財政的危機を、個別自治体個別公営企業、個別企業による大衆収奪により大衆に転嫁し、諸階級に分解せしめ、且つ国家はその利害対立を国家の幻想性の下により一層の支配を強化せしめる。

まさに公共料金値上げが市民税と地方公営企業による受益者負担という二重収奪であるように、国立大学において、71年、三倍もの大中学費値上げは、他の公共部門と同様に、独立採算制の大義名分

のもと、二重の搾取であり、個別私学企業においては、国家の財政的危機の転嫁の所産として、個別資本の矛盾の必然的延命として受益者（学生）の収奪すなわち学費値上げを生みださざるを得ないのである。

国家の二重収奪の体系を陰蔽するこの受益者負担論は、帝国主義の搾取と抑圧に苦しむ人民大衆（我々の家族にあつては労働力の家族としての再生産、すなわち教育費を子供に投資することにより労働商品として一層高い価値付与（すなわち、高校よりは大学へ、大学のなかでもよりいいところへ）に、苦しみのなかから一片の希望をつなぐため、そのためには、背に腹はかえらない論理として、受けとめられるのである。

学費値上げは、この受益者負担論、教育投資論という中教審路線に代表される思想に支えられ、70年代、帝国主義ブルジョアジーの支配要請に見合う教育再編にともない、あらゆる教育機の経費（財源として、ブルジョアジーの階級的意図の下に出された国家政策なのである。我々がここに学費値上げが単なる財政上の問題でなく、帝国主義ブルジョアジーの階級的、計画的に画策されたブルジョア教育過程の中で、もっとも根幹として位置していることを強調しなければならぬ。

ところで、現在のブルジョア教育過程のもっともその矛盾が集積し、それ故、先導的に帝国主義教育諸政策を押し進めんとしている私学企業（私立大学にあつては、政府（文部省）の中教審路線のあらゆる先取化を体現しており、我々は第三に、学費値上げを中軸とする私学教育政策、とりわけ、私学産業資本家の唱える「赤字経営論」に対し、徹底して批判しなければならぬだろう。

⑧ 私学教育政策と赤字経営論批判

を展開する。しかも、前述した受益者負担の思想にどつぷりとつかり、その論理に支えられ、ハレンチにも、自からまねいた財政的危機を学生に押しつけることが当然のように語るのである。

一九七一年十一月十一日、それまで、学費値上げなどまったくないと一貫として表明していた同志社大学は、我々が大衆団交を設定した数日前、すなわち十一月八日、大学評議会にはかり、そそくさと学費改訂案を決定し、大衆団交の前日十一月十日に突如、新聞等に発表したのである。大衆団交に登場した、当時の学長山本浩三以下大学当局者は、まさに「赤字経営論」を展開し、言はば学費値上げの説明会にせんとしたのである。我々は、それ以降、逃亡を続け、一切学生大衆の前に登場せず、翌年二月一日、機動隊を引きつけ、登場した山本浩三以下、大学当局者の、赤字経営論を、かならずや、立証段階で粉砕しなければならぬ。

個別私学資本の矛盾は、まさに国家の財政収奪の結果であるし、さらにその死活と延命をかけた個別私学資本は、帝国主義労働政策に見合った労働力再生産機構の大再編の財源としての学費値上げ後の私学財政に、前述した、四点にわたる戦略的諸プランを付与せんとしているのである。学生はそこでは現在と未来に、二重の抑圧と収奪をかけられるのである。

赤字経営論とは象徴的に言うならば、商店で値上がった品について、その店から切々とその店の資産の貧窮さについて聞くことと、まったく違わないのである。

同志社大学の学費値上げを中心とする諸政策は、現在の私学教育政策の典型である。同志社大学は現在、京都府田辺町に十学部、五万人の大学移転計画、いわゆる大同同志社構想を着々と進めており、中教審路線（築波大学の先取的大学であることは言うまでもなく、

60年代前半に至るまでの日本資本主義の高度成長は私学教育資本においても、それに呼応し、設備投資、合理化、近代化を成し遂げ企業規模を拡大させ高利潤を生みだした。しかし60年代中期以降、高度成長の停滞、その破産は人件費、研究費等の財政的危機を生みだし、且つ日本資本主義の急速な構造的転換とその労働政策に対応しきれず、私学教育資本はその高度成長を止め一層の矛盾におちいつたのである。

このような私学企業の危機を根本的に乗り切るべく、私学産業資本家は帝国主義的職能的労働力創出の戦略的目標に向け、大学（学問）教育（管理総体の総合的再編を画策したのである。それはまた中教審答申の展開と期を同じくしているかのようである。

その戦略目標とは、主に次の4点である。第一に、資本の要請に見合ない学部、学科を切り捨て、理工系の設置増大。第二に、権力（独占資本）私学資本の結合の強化。第三に、理事会を軸とする教育産業資本家の独裁管理体制。第四に、学生大衆の解体、包摂、（学生会館等の厚生、娯楽施設の設備、自治会の解体等）。

私学教育資本は、日本帝国主義の新たな段階に呼応して、帝国主義労働政策に見合った抜本的私学労働力再生産機構の体制再編をはからなければならなかったのである。このような中で私学教育資本にとつては、自からの矛盾と延命を学生大衆に転換すべく、その死活の財源として、学費値上げを出さざるを得なかったのである。私学教育資本にとつて学費値上げこそは、彼らの戦略的目標の第一歩たる決定的な政策に他ならなかったのである。

だが、学費値上げの本質的意図が私学産業資本家にとつて、そのようなものにもかかわらず彼らは学生大衆の前では「赤字経営の苦しさ」、「値上げもやむ得ない。」等々、いわゆる「赤字経営論」更には私学教育の戦略的目標を担い、その完結的プランとしての、排外主義的労働力商品産出の拠点である。学費値上げは、そのような同志社教育ブルジョアジーの70年代教育政策の第一歩であったのである。

学費闘争は単に個別教育問題でもなく、また「受益者」として学生の負担を少しでも軽くせんとする国庫補助の要求運動でもなかった。60年代後半、ブルジョア教育過程の只中で、大学（学問）教育（管理総体の反革命性を徹底して批判し、帝国主義打倒の闘いへのとぼりついた全共闘運動を真に継承し、学費値上げの階級の本質を見抜き、教育ブルジョアジー（日本帝国主義）に対する闘いであり全共闘運動以降、70年代学生運動の地平を切り開いて闘いであつた。このように学費闘争がより本質的、非和解的であつたが故に、権力（教育ブルジョアジー）は、学費闘争に未曾有の大弾圧をかけて来たのである。我々は更に学費闘争にかけられた大弾圧についても若干、言及しなければならぬ。

国立大学協議会、および私大連の自主規制路線以降、大学は「真理の府」、「学問の自由」、「大学の自治」という戦後民主教育の幻想を自ら破産宣告を以来、ブルジョアジーの大学への反革命支配は、現在になしなく強化されている。政府（文部省官僚、および私学産業資本家は大学において、ますます独裁的管理体制を画策しており、いまや教授会の権威すら完全に解体しつくしたのである。74年新大学管理法案の制定策動を挙げるまでもなく、いまや、教育学園における学生大衆の闘いは本質的に、権力との非和解的対決を熾烈に要求しているのである。

我々は学費闘争を徹底して闘う過程で、権力（教育ブルジョアジ

一の大弾圧の結果として、国家権力によって本裁判に「被告」として強制されている。だが本裁判は学費闘争の正当性はおろか我々に対する最終的弾圧としてブルジョア法の反動的適用と階級裁判をなさんとしている。我々は先の意見陳述の展開の中で、この場においても、学費闘争の闘いを継承し、何故闘いを開始しなければならぬのかを述べたが、我々は再度、現下のブルジョアジーがブルジョア法の枠を自から打ち破り、全社会的な人民への弾圧と弾圧の体系が我々と学費闘争に向けられていることを確認すると同時に、この弾圧に対決する我々の闘う意思を第四に、裁判闘争の任務として主張しなければならない。

④ 裁判闘争の任務

70年代、日本帝国主義ブルジョアジーは侵略と反革命の帝国主義的総再編を成しきらんとしており、腐朽性と寄生性を深める帝国主義内部においては、社会的矛盾の激化に対し国家権力の人民に対する抑圧を強化し、帝国主義の階級支配の弾圧体系は、いまや市民社会末端にまで体制化、構造化されんとしているのである。60年代後半、打ち続く階級攻防戦は、ブルジョアジーを恐怖させ、破防法、騒乱罪を適用し、かつ市民社会防衛をテコとした地域治安管理体制更に刑法の全面的改悪と一切の治安管理、弾圧の諸政策が着々と進められている。とりわけ刑法の全面的改悪は各種の特別法―治安立法から刑法まで刑事法体系の整備として、更には破防法、入管法、少年法、監獄法、そして刑事訴訟法の改悪までなしきらんとするものである。すなわち、公共の安全、社会的防衛の名の下に刑法のもつ人権保障の機能まで破壊し、国家の刑罰権の大幅な拡大をもくろんでいるのである。そのことは人民の日常的な生活と権利の偶々まで、管理と支配を侵透させ、かつまた、行政権力の肥大化による、

にはあり得ないのである。かつて革命的左派公判闘争、とりわけ東大裁判闘争は東京地裁の未曾有の大弾圧―分離公判強要、欠席裁判の強行という暴挙にも屈せずブルジョア法体系の全面的な階級性を暴露した闘いであった。我々はこの闘いを深く学び抜く中から、裁判闘争を閉じられた領域の闘いとするのではなく、戦術形態においては一程々度の制約を帯びつつも、学費闘争を継承し、70年代階級闘争の全内容を持ち、全人民に向けられ、そして我々にも強固に向けられた、全社会的、構造的弾圧体系に対し、反撃の闘いとして、この裁判闘争を徹底して最後まで闘い抜かなければならぬだろう。以上、これで我々の意見陳述を終るわけであるが、我々の学費闘争の正当性、その内容は、単にことばでもって表明しつくせないことはいままでもない。それはある意味で即興的である。我々は、我々の思想の持続とその過程の中で、より明確に表明することができるのである。我々はこれ以降の裁判過程、とりわけ立証段階においても、我々学費闘争の正当性の展開をやめないだろうし、我々は更に闘いを展開することを最後に述べておきたい。

△スローガン▽

- 階級裁判を粉砕し、公判闘争を闘い抜こう。
- 統一被告団運動の革命推進を勝ちとろう。
- 中教審路線―新大管法を粉砕しよう。
- 学費闘争を継承し、教育の帝国主義的再編攻撃と闘おう。
- 肥大化する反革命―治安弾圧粉砕、破防法体制粉砕。
- 刑法改悪―保安処分攻撃粉砕。
- 2/1不当運行に対する付審判を公開せよ。

官僚―警察権力の専制的支配をもって、現在の秩序体制を保持し、帝国主義の危機と延命の道をフアシヨ的に乗り切らんとするものである。

このような刑法の全面的改悪と帝国主義支配の弾圧体系の強化、拡大は現在の革命闘争の熾烈な展開と対応している。一連の爆取を適用した別件、デッチ上げ逮捕や予防弾圧策動、更には、60年代後半以降、学費闘争にかけられた大量逮捕―大量起訴―長期拘留等、これら一連の弾圧は革命闘争の徹底的圧殺と革命的人民の抹殺としてあり、広範な人民の闘いは、いまや現行ブルジョア法の枠内では答えきれず、保安処分新設まではかり、ふたたび、合法の枠内にとりこまんとしているのである。更に我々は、国家権力の治安弾圧の強化と法体系の全面的再編は、そのみでは完結せず、それを支え、保障する司法のフアシヨ的再編と反動化が、より露骨かつ攻勢に進行していることを言わなければならないだろう。すなわち、法と秩序を最後のに補完し、行政権力を追認し、弾圧処理能力をフルに発揮し、更に、政治警察―検察のヘゲモニーにより、行政―司法一体となった大量逮捕―大量起訴―長期拘留、また予断と偏見に満ちた強権的訴訟指揮、分離公判への刑の軽減をちらつかせた転向強要と、現行司法はまさに治安弾圧の最後の、最高の機能をはたしていると言わねばならない。

我々は学費闘争にかけられた大弾圧、そして、本裁判においてもまさに、このような帝国主義の弾圧体系の構造化、体制化の攻撃の先行的弾圧の一環であることを再度確認しなければならない。それ故、我々の闘いはいまや全人民に向けられた弾圧に対する闘いであり、決して狭義の弾圧粉砕闘争ではなく、あくまで現下の階級闘争の革命的意識性の下に全人民的、大衆的諸闘争との一切の結合なし

私達は、「2・1」の闘争そして権力の弾圧に執拗に固執して闘っているものです。それは、「2・1」の権力の弾圧を通して、現在の権力の意図が見えるからに他なりません。「2・1」とは、72年2月1日全国学費値上げ阻止闘争の頂点として、闘われた、権力との大衆実力闘争とそれに対する権力の弾圧の事をいいます。全京都の闘う学友が結集し、「全国学費値上げ実力阻止、大学当局による封鎖解除糾弾」の集会を勝ち取り、権力との実力闘争を闘いました。これに対し、国家権力一機動隊は、まったく無差別に百数十名の学友を検挙し、全員、中立売署に連行したのです。そしてその中からピツクアツプしたものを、「逮捕者」にしたあげ、残りの者に対しても、4、5時間監禁し、写真撮影、取調べを行なったのです。後日、警察の発表では、残りの部分は「任意同行」といつているのですが、学生会館中庭や、烏丸通り歩道上における機動隊による数限りない暴行があった事実からすれば、それが全くデタラメであることは明らかなのです。

私達は、現在の弾圧の特質ともいえる、ブルジョア法さえも逸脱したこの大弾圧に対し、「権力は権力によって裁けない。我々が介入して裁く」の意志一致の下、権力犯罪として、告訴・告発したのです。これに対し、検察庁は不当にも警察側の供述のみをうのみにし、不起訴処分にしたのです。現在、京都地裁において、付審判審理が始まらんとしています。

警察、検察庁は、「集団から投石があれば、その集団は、とりわけ集会を行なっていれば、現場共謀しているとみなせるから、全員逮捕できる。まあ、人権尊重の立場(?)から、罪の軽そうな者は、当日帰してやった。だから、少々の行き過ぎは許される。」と開き直っているのです。こういう とにかく全員検挙して、目ぼしい者だけを拾い上げ、残りは任意同行でした」というのは、ファシズム警察以外のやり方ではありません。2・1の弾圧は、警職法という

日共の告訴糾弾公判斗争「被告団」

70年代に突入するとともに、日共民青は、全共斗運動の成果を抹殺し、教育ブルジョアジーの斗争収拾と時を一にして「正常化」の先頭に立って来た。彼らは「暴力一掃、民主化要求」の主張に基づき、権力の日常的弾圧体制と一体となって全国の学園で革命的学学生運動を破壊の一役を担いつづけている。

同大において日共民青72年二名の「告発」、権力の逮捕と続いて73年4月人学式への介入及び4月新人生への「反暴力キャンペーン」を粉砕した我々へ「告訴・告発」を行ない、6月N君、8月S君と警察の不当逮捕―長期拘留―起訴の一連の弾圧の手先きをはたしたのである。

N君に対する「暴行・傷害」S君に対する「凶準・傷害」の犯人に仕たて上げ、学生運動の政治的、思想的問題を一切捨象し、「法的事実」に依り「刑事事件」として処理―弾圧を加えんとする司法権力とブルジョア法にのみならず、70年代中期の革命と戦争の前夜にあつて、日共民青の「国民の民族の党」としての純化が、73、74春斗の労働運動でも革命斗争の阻害物―敵対としてうきざりされる現在、日共民青の「告訴」及び警察の大衆運動への飛躍的弾圧強化に抗する内実を指摘した裁判斗争としてある。

それは、第一に権力の場―裁判所に斗争の領域を限定せず、大胆に学生大衆との結合を学内での日共の「告訴」糾弾―の大衆的高揚と合流した斗いとして斗われた。とりわけ73年12月S君、74年N君公判における日共民青の停聴する粉砕するまでに及んだのである。

ものを全く逸脱することによって、現行法では、逮捕できない人間を、全員強制的に連行し、そのことによって、集会そのものをつぶすものなのです。これは、現在、国家権力がなそうとしている刑法改悪の先取りに他ならないのです。「集会に参加していた者」に対し、共謀共同正犯を適用し、「全員逮捕してもよかつた」と、権力側はいつているのです。このように、刑法改悪は、今、反権力闘争として闘われている運動に対し、闘いを予防的に弾圧し、闘いそのものをつぶしていくために、そして、一方、人民の生活のすみずみまで国家が管理・統制していくものとしてなされようとしています。それは、すでに、2・1のように先取りとして行なわれているのです。従つて、刑法改悪に対する闘いは、単なる法案に対する闘いには少化させるのではなく、個々具体的な問題(先取り実質化攻撃)に対する闘いとして幅広く展開されねばなりません。

このような意図でもつて、私達2・1告訴・告発を闘う会事務局は、検察庁、裁判所でのピラマキ、集会など地道な闘いを展開してきました。しかるに、京都地裁は、種々の理屈をこね回して、いたずらに審理の開始を延ばすのみか、審理を非公開でやらんとしています。「被疑者の名誉を守る」という名の下に、権力犯罪を密室で審理する事によって、ヤミからヤミへ葬り去らんと策謀しています。私達は、「被疑者とはいえ、国家公務員であり、権力をかさに来て、犯罪を犯したのだから、白日の下に明らかに全面公開でもつてやるべきである」と一環して裁判所に主張して来ました。

又、今、同じ京都地裁では、2・1統一被告団の公判が行なわれているのですが、その中で、警察側は、あの不当連行の事実を、隠ぺいしようと、デツチ上げの証言を行なっています。我々は、このことに対して、被告団と共に、闘い、権力犯罪を明確にさせていきたいと思ひます。

がしかし、裁判所―司法権力は、それ以降の裁判において、裁判秩序維持のため開廷前から制服機動隊を法廷内に導入すると言う京都地裁史初の暴挙をやつてのけ、先進的学友の決起と運動の拡大を封殺を企み、その階級斗争の弾圧機構としての機能をいかんなく発きました。

「日共と暴力学生のしようつを防止するため」と主張する司法権力こそ、まさにブルジョア法幻想を基盤する弾圧のあり方を、さらに予断と偏見に基づく刑法改悪の法思想を自ら宣言したのであった。

この裁判所の弾圧に対する抗議と糾弾は、日共民青を手先として利用し階級支配を維持せんとする帝国主義そのものへの斗争としてあり、まさに「告訴」糾弾斗争の意義でもある。

我々「被告人」は、国家権力による茶番劇―裁判の空間、時間的に現実の階級情況に無縁であり、法を犯したか否かを裁き、社会秩序の防衛を至上のものと言いくるめ、斗争、及び斗った者へその斗争の意義の空洞化、思想転向を迫りながら、投獄せんとする司法権力に対し、いかなる手段でも抑圧できぬ階級斗争の前進、革命と反革命のダイナミックな激突と革命の勝利を確信する、まさに「確信犯」の汚名なら、いくらでも引き受ける決意を述べ、2/1学ヒ決戦公判斗争を闘っている全ての友人のみなさんへのアピールにしたと思ひます。

弁護人意見陳述

第一 本件事件の質

本件公訴にかかる事実は、大学当局による学費値上強行に対し、反対・抗議する学生諸君の斗いに源をおき、その斗争の中で必然的になされた行動である。かかる値上げ反対斗争を抑圧し、圧殺しようとした大学当局・国家権力機動隊に抵抗を続けた学生達の行動をとらえ、それを犯罪と規定しているのである。

こうして、本件公訴事実として主張されている被告人らの行為は、右思想に裏打ちされたものである。換言すれば、その思想表現としての行動であり、行動そのものが思想なのである。従って、本件行為を裁こうとすれば、まさしくそこに込められている思想||学費値上阻止斗争と真面せざるを得ない。それを抜きにしては裁きえないものである。まして本件行為は大学当局及び国家権力が機動隊を導入し、その物理的力でもって本件斗争を排除・弾圧しようとした最大の対峙時点であくまでそれに抵抗を続けた学生諸君の行動なのであり、学費値上げ阻止斗争が最も凝結した形で表現されざるを得ない行為であることに照せば一層右述のことが強調されねばならない。

かくして、本件は、学費値上げ阻止斗争そのものとして存在しているものであり、被告人らが本日の公判までの陳述を通じて提起主張している右斗争の正当性の評価を抜きにしては裁判は成り立たないものであることを強く主張するものである。

第二 本件事件と当日における国家権力機動隊の警備の不当性・犯

いう暴虐の限りを尽したのである。当日の経過を順に追って述べる。

(一) 当時同志社大学において学費値上げ阻止の運動が展開されていたが、これを無視する大学当局に対抗すべく学生らにより学舎のバリケード封鎖が行なわれていた。

ところが大学当局は学生らとの話を否定し、国家権力・機動隊による強制的封鎖解除、国家権力による反対運動の制圧を依頼したのである。昭和四七年二月一日早朝、大学当局の要請を受けた国家権力・機動隊約三五〇名が権力にまかせて右バリケードの解除を強行し、この封鎖解除は短時間のうちに、学生らの殆んど抵抗もなく遂行されたのである。

(二) 一方学生らは封鎖地区外である(従ってまた当然大学当局による立入禁止令の範囲外の場所であった)同大学学生会館中庭で、右機動隊による封鎖解除強行に抗議する集会を開催した。そしてこの時には既に封鎖解除は殆んど終了していたのである。ところが機動隊はこの抗議集会に対し、約百名の機動隊員を配置し、度々、妨害、規制を行ってきた。

そして、遂に集会の先頭部分で当該機動隊員と衝突があり、投石があったのを契機にして、機動隊員約一〇〇名が集会参加者全員に対し、更に付近で単に見物していたにすぎない者に対しても無差別に襲いかかってきたのであった。その有様は投石行為を現認した学生を検挙するとか言ったものではなく、付近にいる学生らを全く無差別に全員検挙するというものであり、またそれは検挙活動と呼ぶよりも襲撃と言うべきものであった。この暴徒と化した機動隊員の襲撃に学生らは学生会館中庭を逃げ惑うのみであるにも不拘これら学生に対

罪行為性

一 機動隊(員)は本件事件当日、機動隊導人に抗議する被告人ら斗争学生、その他の一般学生らに対し、大規模に明白且極めて悪質な犯罪行為を行った。この許しがたい権力犯罪人権否定に目をつぶって本件被告人らに対してのみその処罰を云々することはとうてい許されるものではない。

検察官は右事実を知っているであろうか。知っているならば、本件起訴をなし当裁判を進行することがはたして許されると考えているのであろうか。

裁判所は、右権力犯罪を弾固糾明すべきである。国家権力が被告人ら斗争学生に対し、どのような弾圧・暴虐の限りを加えたのかを。今ここで被告人らの処罰を求め澄している国家権力の手がどのようによく汚れているかを。

二 端的に言う。機動隊は当日、警備活動、公務の名のもとに、学費値上げ阻止斗争に参加した者、しなかった者を問わず、無差別に、確認しただけで七〇数名の学生に対し特別公務員職権濫用、同暴行陵虐の犯罪を犯しているのである。当日機動隊は学生諸君の斗争を圧殺すべく狂奔し、当日既に封鎖が解除された後開催された機動隊導人抗議集会に対し、その集会参加者だけでなく単なる見物人にすぎない者に対しても一せいに襲いかかり、彼らに数かぎりないリンチ、暴行を加え、更には七〇数名の学生らを全く法的根拠もなく警察署に連行し監禁すると

し機動隊員は数限りない暴行、筆舌に尽しがたい暴虐の限りを犯した。

学生らは警棒による殴打、ジュラルミン製大盾による暴行、手拳による殴打、足けり等々の暴行をだれかれかまわず加えられ、或る者は頭から、或る者は手から、口びるから出血するあり様であった。

機動隊員らはこのように中庭で暴行の限りを尽しただけではなく、これら学生を無差別に約一〇〇名(現場に残されたほぼ全員である)を検挙し、両手を頭上にあげさせ、数十米離れた烏丸通歩道上に連行したのである。そして連行途中でも種々の暴行が加えられたし、これら暴行で威嚇され、おびえている歩道上の学生らに極めて強圧的な所持品検査、氏名等の難話が続けられたとりわけ女性の学生に対しては執拗に暴行、暴言が浴せられ、ついには機動隊員がその女子学生の顔につばをはきつけるあり様であった。

(三) 機動隊員らのあまりにも悪質、唾棄すべき暴行、陵虐行為は、右の中庭、歩道上にとどまらず、彼らは歩道上に連行した学生らを引き続いて警察の護送車輛(輸送車輛)に乗せ中立売署に連行したのであった。この連行の点につき、その学生らを逮捕した以上連行するのは当然だろうとの素直な疑問が生じないように予め述べたが、この連行された学生約一〇〇名のうち、逮捕されたのは三九名にすぎずそれ以外の七〇数名の学生らは逮捕行為も、逮捕手続も全くされていない。機動隊員らは逮捕もしていない学生七〇数名を強制的に護送車に送り込み、数名の機動隊員が同乗して中立売署内に監禁したばかりか、その間

強制取調更には学生らの顔写真撮影を強行したのである。既に、右学生らは車で中立売署に連行された後、同署三階の道場に人入れられ、機動隊員に出入口等を監視されて道場内に監禁され、更に各人の顔写真を撮影され、その後も取調官に「冷飯を食わせてやろうか。名前だけ言えば帰してやる」等威迫されて住所、氏名等の詰問を受け、数時間後ようやくにして解放されるまでの間不法に身体拘束され続けたのであった。そしてその間になされた写真撮影なるものは、右の監禁した学生をろう下につれ出し、番号を記入した荷札様の紙を一人づつ胸にとりつけ、勿論なんらの承諾を求めることなく一方的に順次顔写真を撮影するといったものであり、これが許しがたい陵虐行為であること言うまでもなからう。

三 右に詳述した通り、国家権力機動隊は、明らかに職権を濫用し無差別な検挙（身体拘束）を行い、数限りない暴行を加え、更に数時間にわたる監禁、そして顔写真撮影による各個人への陵虐・・・と徹底許しがたい権力犯罪を行ったのである。しかも白昼公然と、大規模計画的に、更に法の執行との仮面の下にこの国家権力の大規模な人権侵害に対し識者は批判を寄せ、新聞もこれを大きく報道した。しかし警察当局は何の反省も示さず時は過ぎんとした。ここに、かかる事態を座視しえぬ人々により本件権力犯罪の検察庁に対する告訴、告発が行なわれた。告訴は不法に検挙連行された二名の勇氣ある学生によって、告発は学者、弁護士ら五一名によって。

しかしその後の経過により明らかになったことは、所詮国家権力機関である検察庁は同じく国家権力、機動隊の責任追求はなさないということである。結果は嫌疑不十分による不起訴処分、の処罰を追求しようと企てている。

本件起訴は、国家権力は自らの命に従う者を保護し、自らに都合の悪いことは隠蔽し、権力に抵抗する者には呵責なき弾圧を加え、続行し、貫徹することの典型である。

こうして警察→検察→起訴へと仕上げられてきた国家権力の弾圧、意図の貫徹、その最後の仕上げの場として本件裁判がある。裁判所はこの国家権力の意図にどう対処するのか。警察は権力の実動部隊である。また、だからこそ、それ故の生々しさをもつ。従って警察権執行のその現場では、国家権力の生の姿をかくしきれない。

即ち本件の現場に居合せたら、国家権力の行った行為がいかに悪質、暴力的で許し難いものであったかは一目瞭然であったろう。しかしその後事件は警察内部へ、そして検察庁へと引きつがれ、国家権力の行ったことは全く正しいもの、きれいなものに成り変わり、被告人のみが悪い奴へと形成されてゆく、これが国家権力の機構の巧妙さである。そしてこの権力機構は完全な官僚体制にさええられることにより、それを担う個々人の責任苦悩という障害に遭遇することなく自己回転する。

こうして権力の支配は、貫徹、実現されてゆく、これに対し、被告人らは自己の全存在を唯一の武器として斗わざるを得ない。権力の現場での醜くさ、そしてそれを伏せたままの裁判の進行を許しえない限りそうならざるを得ない。

そして今、国家権力が自己を全く正しく美しいものとして、被告人らを悪物として結着をつけようとし、被告人らを悪物として結着をつけようとし、被告人らが在存をかけてそれに抵抗する斗いが展開されている。これが今ここでなされている裁判、

（例外的な極一部の者には嫌疑なし）。不起訴理由は新聞報道によると、逮捕しなかった七〇数名に対しては警職法上の規制であり連行は任意同行によるものであり、更に彼らに対して逮捕しようと思えば出来たものだ、との旨である。あまりに馬鹿馬鹿しいという以外ない。

逮捕しえたのならば逮捕したらよい、現に彼らに逮捕と同じことを行ったのだから、彼ら七〇数名に対し、現行犯逮捕しうるどのような証拠があったのか、明らかに一般見物人にすぎなかった者が連行されている。法的に逮捕しえなかつたからこそ事実として力で連行したにすぎない。

国家権力が今日過激派というレッテルを貼り、その壊滅を企図している者らに対し、逮捕できたけれど逮捕せず任同で済ませるなどの優しさがいつから生じたのか。

現に本件で逮捕された前記三九名に対する勾留請求却下率の圧倒的高さ三一名の勾留請求に対し二二名が却下、更に弁護士の準抗告により四名の勾留が否定され、結局請求にかかる三一名中勾留されたのはわずか五名にすぎないことは、本件大量検挙が非常に強引なものであったことが理解しえる。更に右弁護側準抗告に対し、準抗告審が事実調を行った結果、当該一せい検挙、連行は明らかに警察法上の規制、任意同行を逸脱している旨明示する準抗告決定さえ出ているのである。これらに照しても本件機動隊による無差別検挙、連行は違法な権力犯罪としか考えないものであった。

四 このように国家権力は一方に於て許しえない悪質、大規模な権力犯罪を犯しているにも不拘、国家訴追機関は何らその責任を問おうとしない、そして厚顔にも本件被告人らに対してはそこにおける被告人裁判関係者が存在している姿でなからうか。

しかし国家権力が自ら一方で悪質極る犯罪行為、大規模な人権侵害を行っておりながら、その汚れた手で、本件被告人らにのみ一方的に処罰を求めるとは到底許されるべきでない。

裁判所は今被告人らの当日の行動に処罰を求める国家権力が同じ当日、被告人らと思想的に共動し、共に国家権力を批判した多くの学生諸君らに対し、如何なる暴虐を行ったのかを明らかにすべきである。そして国家権力自らの犯罪の責任を問い正して始めて被告人らを裁くことがなされるべきである裁判所が正義と国家権力の規制を志向するならば、そうすべきである。そうでなくては如何なる正義と権力の規制がありえようか。

第三 本件裁判全体に関する基本的主張は右の通りである。なお個々の被告人、その個々の行為についての事実関係上の主張については立証段階にゆずる。

〈特別寄稿〉 現代過渡期世界と破防法

久保井 拓 三

私はたびたび同志社大学には来たことがあるのですが、今回は69年2月の同志社大学での全学連大会以来、約四年半ぶりということになるわけです。立看板なんかを見ると学園の雰囲気というものは荒廃しているといわれたり、あるいは、運動が沈滞しているとかいわれているけれどもやはり大学というのは依然として、権力に対する一つの闘いの拠点として、存在しているということを私はつくづく感じました。きょうのシンポジウムについては、私の方も、なかなか都合がつかなかったんですが、時間をできるだけぎりぎりつけて参加しようということで、予定が多少遅れた訳ですが、本日、ここらうかがったわけです。

「現代過渡期世界と破防法」という、まあたいへん大きな見出しとして、問題が出されているわけですが、私は、三つの問題について私なりに出してみたいと思うわけです。それが必ずしも現代過渡期世界と破防法という問題、テーマに、合致するかどうかは、これは皆さんの御批判を受けたいと思うわけです。大きく分けて三つあるわけですが、一つは、破防法裁判ということに関する全般的な状況についてまず一つ、それから、第二番目は破防法が適用された69年4・28沖繩闘争が、具体的にどういう形で進行して、そこでは何が問題にされていたのか、でそれ以降どういう運動として私達が、敗北していったのかということ。第三番目は、私はやはり現在は、

大きな意味での過渡期だと思わなければならない、こういふ一つの過渡期に私達は、いったい何を武器として、闘いの姿勢を堅持していくのか、いくべきなのか、三番目の問題というのは、大きな問題で、これは、皆さん方とやはり討論を深めていかなければならないと思わなければならない。

まず第一番目の問題からいきます。一番目の問題の破防法裁判についての全般的な問題ですが、これは一つには裁判ないしは裁判制度一般に対して私達たちはどういふ立場を貫く必要があるのか、ということだと思わんです。それはひいては破防法裁判に勝利するということの意味が一体どういふことなのかということにも通じてくると思わんです。裁判とか裁判制度一般に対して私達がどういふ立場をとるべきかということに対しては、これは、そうくどくど申すべき事柄ではないかも知れませんが、「国家」といふものが人民の結集した一つの「統一」されたものではなくして「分裂」を基礎においているということだと思わんです。そういう分裂に基礎をおいた国家として、そういう分裂といふものが存在することによって行なわれるさまざまな社会的な不正義、たとえば暴力であるとか搾取であるとか差別であるとか、そういうものを法律といふものが廃棄していくということではなくして、それを事実上容認することの上に出発しているというまさしく、多くの共産主義者たちが原則的に述べてい

る国家そして法、裁判ということだと思わわけです。従って私達が裁判に参加させられるというのは、これは、端的にいふならば、私達の運動が敗北して物理的にも武装解除されていく中で、一個の捕虜として、時の権力者によって私達の罪状を起訴する事後追認としておこなっていくということではないわけなんですけれども、しかしながら私たちがそういう物質的空間的にも、あるいは時間的にも極めて限られた裁判に参加し、ないしは裁判闘争と呼ばれるものに勝利するあるいは破防法裁判に勝利するというのとは一体なにかということについては、やはり基本的に一つの立場を形成しておく必要があるんではなからうかと思わわけです。では私たちが被告はどういうことを考えているかというならば、五人の被告は、その政治的立場においては、必ずしも、一致しているわけではないことは、皆さんもよくご承知の事でしょうが、破防法裁判に参加することによって、国家すなわち国家と諸階級というものの関係が一体どういふものであるのか、いわば国家とそして、非和解的に対立しあう諸階級との相互の関係において、政治やあるいは経済や社会や文化やありとあらゆる人類の社会生活全般の運動のあり方が一体どのようにかわり合いつつ、「変革」への現実的物質的諸条件を生み出しつつあるのか、そういう国家と諸階級の相互関係のあり方というものをどこまで被告、弁護団、あるいは傍聴に来た人たちが、支える会という多くの戦線で全面的に暴露しされるかどうなのか、こうして私達がどこまで権力ないしは国家というものの本質に迫り、それを暴露しされるかどうかということ、私達は、破防法裁判に勝利するというこの現実的な意味として考えている訳です。もちろん一つの裁判の結果というのは必ず無罪であるか有罪であるかということとつながっていくわけですが、当面私達はそういうことは、問題

にしていけないわけです。私達が破防法裁判に勝利するというようなかけ声をかけるのはやっぱりそういうもんでなからうかと思わわけです。それから俗に政治裁判とか治安裁判とか公安裁判とかいわれている訳ですけど、特に破防法の場合は政治裁判として、破防法裁判が貫徹されていかななくてはいけない、そういう一つの性格といふものが破防法という法律によって規定されている。これまでの経緯から見れば、検察側もあるいは裁判所の側も破防法裁判といふものを政治裁判として行なっていくことに關してはものすごく躊躇しているというより極力それを回避しようとしている。私達被告団、弁護団が破防法裁判に対して最大の注意を払ってきた問題というのは、破防法裁判は政治裁判であり、政治裁判として破防法裁判を貫徹していく、そういう姿勢が私達たちにとって一番重要だった訳です。「政治裁判」である、とやうことによって、これは、たとえば、一般の刑事被告人と私達との間を差別したり区別することではないわけですけども、少なくとも破防法といふものが政治目的といふものを一つの処罰の対象にしているということ、政治目的といふものを処罰の対象にしている以上、政治目的のその是非について論じ合わなければ一つの結論などというものは絶対引き出すことはできないわけです。単に「盗人」だとか、火つけたとか、強盗だとか、そういうものでさえ一つの社会的な判断なり状況といふものが考慮されてくる現行の裁判制度の中において、ましてや破防法といふ一つの政治目的を処罰の対象にし、その政治目的を持った思想そのものや、そういう思想の表現活動の煽動といふものを一つの処罰の対象にしているという性格上、政治裁判が政治裁判として一つの論理と論理を突き付け合わせることで、事の上で正否を明らかにしていく、そのものでなければ私達がかって味わたった、あの東大裁判の欠席裁

判というようなりかたで、闇から闇へ葬り去られていく。東大裁判はそれ自体として一つの成果があったし、一つの私達自身の裁判闘争に対する戦術としていろいろ考慮しなければならぬ問題があったかもしれないけれども、少なくとも破防法裁判は政治裁判としてどこまでも貫徹していく決定的な重要性というものを私は持っているのじゃないかと思うわけです。よく法廷でこういうことが言われるわけです。問題を出したわけです。たとえば競輪場で何か八百長があったかもしれないということでも騒いで騒擾が起った場合と、政治目的を持って一つの運動が行なわれてそこで騒擾が起った時、競輪場のいわゆる騒擾というものに対して破防法が適用されるか、といったら適用されないか。その違いが一体どこにあるのかというところ、「政治目的」ということだけがその破防法を適用するかどうかの基準じゃないかと。じゃ、その政治目的とは一体何か。そのことを私達は破防法裁判の中で追究していかなければならない。そういう姿勢をこの間一貫してとってきたわけです。

破防法の成立過程や性格についてはこれも皆さん方、勉強して私に述べる必要もないかもしれませんが、一応整理したものとしまして二、三問題を出しておきます。破防法が成立したのは一九五二年なわけですけども、それが国際的、国内的にはどういう状態にあったかということです。国際的にはいわば中国革命の勝利、あるいは朝鮮戦争の勃発というような形で、世界の戦後世界というものが米ソを中心とした冷戦というものに分裂していく、そういう国際的背景があり、国内的には戦後の47年前後の日本の戦後革命の敗北というものと、それ以降の日本共産党の武装闘争路線の敗北、そういう戦後革命期を乗り切った支配者階級というものがそれをより一層共産主義者をいわば追討していく、そういう国際的には冷戦とい

か、様々な現在の弾圧体制を見ても、それが暴力主義に対する民主主義の防衛という観点から行なわれ、かつ、宣伝されるわけです。これを破防法裁判の弁護団長である井上正治氏は「治安概念の拡散」という言葉で表現されているわけですが、これは新たなイデオロギ一的紛飾をもった、より一層露骨な、弾圧「新秩序」への志向の現われだと見るべきだと思います。たとえば治安維持法みたいに「国体の変革と私有財産制度の徹底に賛同するもの」ということではなくて、きわめてもやもやとした、何でもかんでも要するに公共の安全を害した、ないしは、治安を害する「おそれ」のある、「政治目的」その基底にある「思想表現」活動の事前規制、宣伝煽動活動の「処罰」というようなものを、治安概念を拡散させることで取り締まっていく、こういう現在の弾圧体系の頂点として破防法がもう一度登場してきたわけです。そこにきわめて多くの危険性というものも私たちは見なければならぬのでしようか。つまり民主主義こそが決定的に重要なものであって、それに反する暴力主義的な直接的間接的なものを問わず、その思想、行動を一切排除するしか、それを事前に規制する、それこそが日本の将来にとって平和をもたらす唯一の武器であるというような、こういう論理ですね。そこにはものすごく危険な論理が存在している。破防法適用を頂点として、その前後の治安概念の拡散の傾向には、目を見張らせるものがあるわけです。たとえば私は東大の安田闘争では凶器準備結集罪(?)というのでもう判決を受けたわけですが、実はこの凶器準備結集罪(?)というのでも、破防法と全く同じ意味合いに使われているわけですね。たとえば演説をしたということ自体が凶器の結集と公務執行妨害ということに結びついていく。ただあの場合に破防法というものを適用しなかったのは、そこに「政治目的」というものを罰条に入れる

うものをめぐっての反、対共産圏、そして国内的には反共産党、そういう反共法としての意味合いを深くもって成立してきたわけです。それは当然アメリカがボツダム宣言をみずから破棄することによって、日本を動脈硬化していく冷戦体制のもとにアメリカの同盟国においていく、日米安保条約を結んでいく、そういう国際的な、国内的な要因のもとに破防法が成立してきたわけです。本質的には共産主義者の取り締まり、あるいは反共法であることには変わりないわけですね。破防法が目的としているものはしたがって先程も少し述べたように、暴力主義的な破壊活動の煽動、「政治目的」をもった思想表現活動の煽動というものを直接的な処罰の対象としているわけですね、明らかにこれは現代刑法の精神というか、たとえば行為のみを罰するという刑法のたてまえから一歩進んだ特別立法としての意味合いを強く持っているわけです。そこに支配者階級にとって頭痛の種、ないし矛盾が存在しているわけだし、私達にとっても、そこがやはり破防法裁判のつかかりというものを見出し出していくことができる環でもあるわけです。一九五二年に制定された破防法が、二、三共産党に適用されて以来、ずっと適用されなかつたわけですが、この間69年以降三回にわたって破防法が適用されてきたわけですね。それを注意深く私達が見ていくと、基本は確かに破防法というものが反共法であることに変わりないわけですが、現在の顕著な例、これは確かに現在の顕著な傾向であるのですが、いわゆる暴力主義の撲滅、つまり「過激派暴力主義と民主主義」という概念の対立ですね。はたして民主主義と暴力主義というものが本質的に相反する概念であるかどうかということについては、これは異論があるかもしれないませんが私は民主主義なんていうのは暴力の上存在しているとしか思っていないわけです。たとえばアパートローラー作戦だと

と裁判がややこしくなるという、そういう判断つまり、治安的、行政的、警察的な判断でしかないのです。そういう文字通り治安というものの幅が、あるいはその広さも深さも全然わからなく、一切がつかいが治安、治安ということと恣意的、勿論、権力的に運用されていく。だからそれを今までもならパクられなかつたものも全部それでパクられてしまう。お前は暴力主義的だということによって、お前は過激派だということによってパクられてしまう。その意図は全くもってはっきりしている。つまり、いくらかの「反政府的」な色合いをもつ、個人団体を、「民主的市民」、市民社会から、「民主主義の敵」というレッテルを恐怖感に便乗して、「孤立」させようとしているわけです。こういう危険性の最たるものとして破防法が現在適用されたのです。この特徴を私たちはやっぱり見ておく必要があるんじゃないかと思っています。

次に、それでは、破防法裁判の現状が一体どういうことになってきているのかということについて若干報告しておきますと、これはもうすでに30回近く行なわれているわけです。大体月一回のペースで行なわれているわけです。私たちの破防法裁判に対する基本的な立場というものについては先程申したように「政治裁判として貫徹していく」ことに最大の努力をするということであるわけです。つまり論理と論理、政治目的、あるいは主義という問題とこととん推し進めることによって、いわば検事側の公訴提起自体の違法、違反性あるいはその実証活動一切を粉砕していくというふうに考えております。この30回近い裁判の中にはまだまだ解決されない問題もいっぱいあるわけです。たとえば特別弁護人の問題であるとか、法廷内における録音機の使用の問題であるとか、そういう、考えで見れば一見大したことのないように見える問題でもきわめて重要な問題

というのがまだ残っているわけですが、これについては破防法裁判について、今話さなければならぬ問題ということではないので、これについては省きます。実際この間もう三年ないし四年近く裁判をやってきたわけですが、どういう段階に入ったかというところ、普通の裁判のペースからいえば、ようやく起訴状の朗読が終わったという段階だけですね。起訴状朗読が終わって罪状認否にはまだ入っていないということですね。罪状認否に至る起訴状に対する釈明ないしは求釈明ということの、だから裁判の全体的なテンポからいえばそのあと罪状認否があり、そのあと被告の意見陳述、弁護団の意見陳述、それから検察側の意見陳述があつて、そのあと証拠調べがあつて、それから弁論、それから判決というわけですから、ほんの端緒でしかないわけです。しかも求釈明の総論部分、つまり憲法と破防法の関係、そういうところが今裁判がさしかかっているわけです。それでどういうところが今裁判がさしかかっているのかというと、破防法の第二条に言っている「公共の安全の確保に必要最小限度においてのみ破防法を適用すべきであつて、いやくも拡張してこれを解釈してはならない」という破防法の第二条の法意、つまり法の趣旨というものが一体どういうところにあるのかということ。これについて、松川事件でたいへん活躍された後藤象二郎先生は破防法はこれを拡張して解釈してはならない、ということだけでは足りない。むしろ「縮少して解釈する」ということが検事にとつても裁判官にとつても必要なことだということ。意見を言われているわけです。この破防法の第二条というものが単に一般的にそういうふうにしてはいけませんよというふうに規定した条法なのか、そうではなくて破防法の全体の根幹にかかわる、つまり適用する際の公訴提起も体にも関係するもの、ですから逮捕、あ

本秩序である」というふうに言っているわけですが、つまり国家統治の基本組織や国家の基本的政治方式や国家社会全体の基本秩序が平穩に維持されている状態というものを公共の安全というふうに言うわけです。つまりポイントには「国家社会全体の基本秩序」というものがあるわけですね。そういうような答弁を引き出した後刑法が今改正されようとしているわけですが、その改正刑法草案の内乱罪という朝憲素乱というものと、ここで問題になっている公共の安全というものと一体どういう異同があるのかと求釈明したわけですが、検事側曰、朝憲素乱と公共の安全とは同じである」と。つまり結局裏を解していくならば、内乱罪という朝憲素乱を私達が侵したということをやったわけですね。結局そういうことを言ってしまったということ。実際上は破防法というものは、内乱罪というものには内乱罪として別にあるわけですから内容的には内乱罪に変わりないだけども、それを煽動の段階において処罰するという意味での、いわば内乱を予防的に規制する法律であるということ。これは検事側は一度は言ってしまったわけですね。法廷で。言ってしまったあと、きわめて事の重大性というものがついて、いままでのことを一切「白紙撤回する」、要するにいままで検事側の述べてきたことは自分たちが混乱していたと、混乱していたからもう一回検討するから今までのことは全部白紙撤回してもらいたいという段階にきちやったわけです。そういうことが、そんなこんながある中で破防法が内乱罪の予備罪であるということをやってしまった。主任検察官が事実上更迭されて法廷にもう三開廷ぐらい出延しない。また白紙撤回を検事側にそのかす、ある面では、ほんとうにそのかしたわけですが、それでは検事側は答えがないというところは白紙撤回することですか」というようなことを裁判長

るいは拘留、公訴、そういう、たとえば裁判以前の段階ですね。そういうものにも効力があるのではないかと、つまり「公訴」自体に對する単なる「注意」ではなくして公訴それ自体にとつても一つの効力を持った規定ではないのかということ、これには検事側もこの「破防法第二条の趣旨を誤つて（破防法を）適用した場合はおのずから無罪となる」というようなことを言わざるを得なくなつてしまったわけです。私達としては単にその無罪ということではなくて破防法の適用という、そういう公訴したこと自体がまさに憲法と破防法第二条に違反している。したがって公訴を棄却する、つまり公訴それ自体を誤りだつたというふうに認めさせる。それを私達は今裁判の立場からいうならば当面の目標にしているわけです。無罪というのは一つの裁判が争われてその結果としての無罪であつて、そうではなくて要するに無罪も有罪もそんなのもへつたくれもない。要するに公訴したこと自体が誤りなんだというふうに戦術的にはそういうふうに考えているわけです。破防法の第二条をそういうふうに検事側がはつきりとした見解を提示した後、その重大性に氣付いて、その打ち消しにやつきとなつてはいるわけですが、それに続いて今直接問題になつてはいるのは「公共の安全とは一体何か」という問題になつてはいるわけです。検事側はこういう風に答えたわけですね。「日本国憲法下における国家社会全体の民主主義的秩序が平穩に維持されている状態」これが公共の安全であるというふうに言っているわけですね。私たちは一九五二年当時の破防法が成立する過程での国会答弁というものを引用して、政府委員の答弁を引用して、それとの異同を糾しているわけですが、政府委員はこういうふうになつてはいるわけですね。「公共の安全というものは国家統治の基本組織、並びに国家の基本的政治方式及び国家社会全体の基

が言つたわけですが、その裁判長も交替する。結局検察官も裁判官も交替した、ないしは更迭されてしまふ。そういう中で非常に現在破防法裁判というものが大きな成果を上げながらも非常に危機的な状態というものを今、呈しているというのが現状であるわけです。これが、以上が大体28回か9回の裁判を通じて問題になつてきた破防法裁判の現状であるわけです。以上が大体破防法の裁判に對するの事柄の第一です。これが第一です。第二番目の問題に行きます。第二番目の問題は4・28沖繩闘争というものの前後、私が丁度それに参加していた時の運動になるわけですが、先程も司會者の方が言つていたように、革命は密集した反革命を粉碎しては前進することができない。ただど実はその密集した反革命を粉碎するどころか逆に解体されて決定的な敗北を私達が、受けざるを得なかつたということになつてしまつたわけです。69年の4・28闘争の前後、私達が一体どういふことを考えて運動をやつてきたかということについては次に述べたいと思います。69年の4・28沖繩闘争というのはそれ以前の67年の10・8羽田闘争、これは皆さんよく聞くとおもうんですが、当時の佐藤首相の南ベトナム訪問に對して、羽田空港まで全学連と反戦青年委員会のデモがせまつてそこで、はじめて角材とヘルメットをかぶつた意識化された部隊による一つの決定的なたとえば60年6・15国会突入よりもつと質的にも高度な戦いが、画期的な戦いがあつたわけです。67年10・8羽田闘争、もちろんそれは10・8羽田闘争以前の、砂川闘争の大きな高揚に支えられていたわけです。そしてこれらの、砂川、羽田闘争からずっと一連の学園闘争を媒介にした闘争があつた。そういう一つの大衆的政

いう戦いのスローガンを掲げていたのかという点、沖繩の「祖国復帰」という問題に関して私達は沖繩の、日米両帝国主義の沖繩再支配粉砕、つまり「アジアの侵略前戦基地化阻止」を、反帝国主義の全人民的結集の「戦術的環として戦っていたわけです。こまかい問題は省いて、丁度その時期、つまり67年10・8から69年の沖繩闘争の過程を通じて、安保論争、安保闘争という問題がものすごく各党派によって深められていったわけです。こういう中で私達が何を一つの成果として獲得していったのかというならば、これは61年、62年以降の日韓闘争、あるいはベトナム反戦闘争、砂川、成田斗争等々、日本帝国主義のアジア侵略というものに対して戦っていく、この戦いを通して安保という問題が浮き彫りにされてきたわけですがそれは、政治路線としての「安保粉砕、日帝打倒」という、いわば日本革命にとっての、決定的に重要な、環、人民の戦略的政治的武装というものを勝ち取っていく上での大きな問題として、安保粉砕、日帝打倒という、戦略的な課題に向けて大衆的結集を実現することに成功したということだと思われたい。こういう政治的経路のものと大衆的な、かつ、戦闘的政治闘争をつくり上げることができたということが、私は何といたっても決定的に重要で、大きな成果ではないのかと思うわけです。当時私達にはまだまだ70年安保闘争というものが掛け声だけで一体どういう内容として、どういうものとして戦い、戦術的に戦わなければならぬのかということが充分、明らかにならなかつたわけですが、これまでの「侵略反対」の諸政治闘争の蓄積、就中、羽田闘争を直接的な契機として、急速に深化されていったわけです。それが69年の4・28沖繩闘争から70年闘争に向けて反戦青年委員会の労働者と全学連全共闘運動との統一戦線として結集を遂げることができた原動力であつたわけ

す。これはやはり何といっても大きな成果だし、今後私達が一貫して堅持していかなければならない立場じゃないのかと私は思うわけです。私達は、これら60年代後半から70年初頭にかけての斗かいの中で「プロレタリア国際主義と組織された暴力」という原則に立ち置づけていったわけです。私達の運動はプロレタリア国際主義と組織された暴力というものの、確かにそれは端的で、多くの限界点を持つていたかもしれないが、しかし、それはそれとしてプロレタリア革命、あるいは革命運動の基本的な立脚点としてやはりこれまた維持していかなければならない重要な課題であると思うわけです。確かに暴力の問題について私達は多くの誤りというものをお犯してきたことは事実だけれども、しかしながらそう指摘したからといって依然としてその問題が、解決されてきているというわけはないことも又、はつきりしていると思うのです。

私はこの67年の羽田闘争から69年4・28沖繩闘争、そして70年斗争へと連なる、この一時代を貫ぬいた大衆的政治闘争の高揚、しかも、カンパニア的な側面も大いにあつたとしても、これら諸斗争の「武装的、暴力的」展開の実現は、私達の運動の、着実な前進を確信づけた一つの決定的な時代であつたと思います。それは、私にとってはきわめて個人的な見解にとどまるかもしれませんが、そこに「革命の現実性」を私は見たような、見たというより、確信することができたわけです。私のいう「革命の現実性」というのは要するに目前に革命が、権力があるとか、樹立されるとかそういうことをいうのではなくして現にこの日本資本主義、あるいは日本帝国主義の内部に労働者を中心としてプロレタリア革命の現実的な力というのが、これは社会的、歴史的にも成熟しつつあるし、また形成され

つつあるということを一つの確信として見ることできたということだと理解していただきたい。これは単に、あと五年先、あと十年先にそういうふうな革命が起こるだろうということではなくて、や、唯物史観の一般的帰結を確信している、というふうなものであるわけでもないのです。つまりこれは私が大学に入りたてのころ、この時期はわけもわからずに「革命」というものを信じきっていたわけですが、だからある意味では一つの希望とか願望みだに思っていたわけですが、そういうのが一つの闘争を通じて、はつきり一つの現実性のある契機としていわば自分の血となり肉となつてくるそういう一つの決定的な契機として4・28沖繩闘争というものがある。私にはあつたと思うんですね。だからこそ、このような大きな労働者、学生の一つの統一された力をもって安保粉砕、日帝打倒という政治路線のもとに全大衆が結集する、そういうところに国家の分裂が現実的に進行しているという、事実の中で、権力側は一挙に、これは70年前にぶつぷさなければならぬ、そういう至上命令が、権力者特有の感覚的な危機意識と重なりあつて、破防法適用に踏み切らせた、原因ではなかつたのかと私は思うわけです。私が実際逮捕されたのは69年の7月なわけですが、4・28闘争以降三ヶ月間位は、敵密には二ヶ月位逮捕されずにいたわけです。4・28というのは当時の全共闘運動の個別的な闘争しかし、それらが単なる個別斗争として終始したのではなく、全人民的な政治焦点を形成し、労働者市民が一体となつて、全人民的な政治斗争への一端を担ってきたことは、歴史の証明するところであるわけですが、——をも総括して全共闘の権力、中枢、いわば打倒すべき目標というものに結集する一つの手段というか、戦術として中央権力闘争というものとして、私達は意思統一したわけです。しかし、それが行いきれない、つま

り中央権力闘争を貫徹しきれないという問題から、4・28以降さまざまな議論が内部に生まれてきたわけです。もつとも、その端緒は、それ以前の68・10・21防衛庁斗争の是非、ないしはその戦術をめぐる進行してないわけですが、端的に言うならば、私達が敗北していった決定的な原因というものが組織路線における全面的な敗北ややはりこれはプロト主義といわれるものの数々の批判の内の最たるものであるわけですが、いわば学生運動とおして党をつくり上げていく、そういうような極端に言った場合、議論がそういうふうに進んでいったかどうかということではなくて実態としてどうであつたわけだけれども、そういうような組織路線における全面的な敗北というものが、まさに国家と革命の問題への端緒、つまり部分的でもあれ、権力中枢に迫り、現実的にも、機動隊を粉砕しなければならぬ、全面的な機動隊との対決に備えなければならぬ、そういういわば一つの大衆的な政治闘争の高揚というものが現に打倒すべき権力と直接的に対峙した段階で私達が敗北していく。文字通りそれは帝国主義を打倒し得る陣形、あるいはその前提というものの、つまり私達がどのような組織をつくり上げていくのかという問題ですね。明らかに大衆的政治闘争——それがいかに戦闘的な武装的側面をもつていようと——とプロレタリア革命の間には、これは越えたい決定的な質的な飛躍があるわけだし、この質的な飛躍というものを、いわば一方の、たとえば戦略を強調することによって、あるいは共産主義論を強調することによって、あるいはその軍事を強調することによって、いわば越えることができないその多くの問題を一方だけを強調し、大声でやったからといって私達自身がそれをトータルに把握したことにはならないわけです。帝国主義者との現実的な戦争、もちろんそれは直線的な戦争ということではないけ

れども、国家と革命という現実的な諸問題に迫りこれを解決する段において勝利するには、それをトータルに総括していく私達の陣形というものをあらかじめつくり上げていかなければならない。そういういわば決定的に私達自身が飛躍しなければならぬ、そういう段階において私達の運動が決定的に立ちおくれだということも事実が内部的に、互解していく、二度目の手痛い敗北をこうむらざるを得なかった、根本的な原因というものも存在していたと思うのです。それでは、60年闘争と同じなのかと。やっぱり同じ、何も残らなかつたのかという絶対そうではない。それは絶対そうではなくて、やはり67年から69年、70年にかけての斗かいというものが日本帝国主义と対峙し、それを部分的に突破しようとする一つの運動として明確に「安保粉砕、日帝打倒」という決定的に重要な、いわば戦略的な環に、結集し、ないしはそのことを通しての政治的な武装というものが全体として強固に形成されていったという事実。私達は決してそれを単なる敗北として精算主義的に総括していつてはならないのであって、一体私達が越えられなかつたのはこの部分だったのかということを考えていくことが重要でないかと思うわけです。

私は現在の時代がこれは三番目の問題に移りますけれども、明らかに現在の帝国主义国家というものが、大きな曲がり角、いわば大きな変質というものを遂げつつあるのではないか、これは日本の資本主義を支えてきた国際的、国内的な要因というものが、これはもうことごとく、その条件を失ないつつあるわけで、国家にとつても人民にとつても大きな「過渡期」を経過している様に思われるわけです。たとえば国際的に見るならば、アジアの覇権と日米安保をめぐる日本とアメリカとの関係であるとか、あるいは戦後の日本

盾は矛盾として放置したまま、アジア侵略に乗り出すことによつて、その危機を乗り切ろうとしていくか。そういう、いわば日本帝国主义の経済的な、経済力の問題と、一方における軍事外交政策のいわば矛盾ですね。つまり現在の日本帝国主义の最も弱い点というのは、軍事外交問題、つまり日米安保から全体的なアジアにおける外交、あるいは防衛問題、そういう問題について、決定的な、政策を取りきれない。たとえば安保条約の改定の問題にしても、これは巨大な国家の分裂が明白であるし、国民のかなり多数の部分がその反対にまわっている、つまり国内の世論が分裂する。国家が分裂する。あるいは自衛隊の問題をとつても国家は分裂せざるを得ない。そういう軍事外交政策をめぐるの、いわば根本的に解決しきれない問題、あるいは日米安保条約をどうしていくのかという問題について、将来の日本の行方をはっきりしきるだけのその力がない。(以上No. 1) (以下タイプNo. 2) ※の②

いわば、社会の末端においてさまざまなそしてそれだけですまなくなつてきているところに、帝国主义者の弱味があると思うのです。というのは、比較的安定的に復興してきた日本資本主義の「成長」の中で、その恩恵、施しを受けていたために、隠蔽されてきた階級的な、社会的な諸矛盾が、これら日本帝国主义国家の「変質」の中で、一挙に露 になつてきたことだと思ふのです。そして、それからの「反抗」をも受けざるをえなくなつてきているからです。

つまり「外」の問題だけではすまず、「内」の問題——そしてそのことが、今までは支配者にとつての安定的支配の強力な基盤であつたと言えるものであつたのですが——をも考慮しなくてはならないという現実、これが恒常的ともいえる破防法体制から、刑法改正へと連なる、帝国主义国家「秩序」の再編成になると思ふのです。

資本主義の復活、強化をもたらした要因としてあつた。生産機軸が一切ぶつこわされた段階から、きわめて強力な技術革新や設備投資をとおして日本の国際競争力を強化していったわけだけれども、そういうものも頭打ちというような状態に入りつつあること。あるいは国内的にはインフレ、公害とか議会制民主主義の危機だとかが、一方では日本資本主義繁栄の表現としてあつた、従来の、政治斗争、経済斗争、市民運動のバターンを内部からつき崩しつつあり、その限界内にとどまりながらも、より「戦斗的」な色彩を鮮明化し、持続しつつある事々々。さまざまな国際的な、国内的な要因というものが日本資本主義の土台をゆさぶり続けている。だから突如として空洞化されている議会制民主主義の現実を、ブルジョア的な仕方では越えようとするような小選挙区制が出て来ようとしたら、破防法体制といわれるような恒常的な弾圧体制が維持されなくてはならない。こうして日本の帝国主义自体が一つの大きな曲がり角に立っていることは、立たされていることは、これは事実だと思ふます。これは大きな意味では、やはり日本の将来というものが、これを現代過渡期世界の矛盾というふうにとらえようと思えばとらえられると思うのだけれども、つまり日本の将来というものに対して、一体人民の目というものが、どこに将来向けられるべきか、向けられていくのか、というところ、それは、やはり日米安保条約、それを基礎にした日米反革命同盟、そういうものの進路に、国と人民の将来がかかっていると思うのです。そこには支配者の側にとつて見るならば経済と政治のアンバランスな側面というのが出て来るし、国民の内部においても、日本とアメリカの関係をめぐるさまざまな憤激が起つてくる。つまり安保条約を廃棄し、あるいは粉砕していくのか。ないしはより一層日米の同盟体制を強化することによつて、いわば矛

過去の私達が現実的運動組織の領域でも勿論の事、「思想」の領域でも、部落問題、朝鮮人問題等に迫ることすら出来なかつたという、決定的な誤まり、立ち遅れ、は、そのまま、「暴力と国際主義」という私達の原則的立場が、一人よがりの内容の薄いものでしかなかつたということの証明でもあるわけですが、しかしそれは、その誤まりの克服の困難性を充分自覚しつつも、より一層私達の運動・組織・思想を全人民的なものへと飛躍させることへの重要性を認識させると思ふのです。その他、インフレ、公害、政治にまつわる様々な疑惑、不信、言論、表現の国家管理、問題が噴出し、炎の如く燃え上がっていく、そういう一つの何というか、一見決定的な斗かいを打ちきれないように見えつつも、しかし、社会の上から下まで、さまざまな形での利害の衝突というものが起こっている時、それを一つの「反」帝国主义の戦線に結集すること、私達が、真の意味で帝国主义を打倒し得る一つの運動、つまり少数の先鋭化された部分による運動をとおして、血路を切り開くという運動の——従来までの斗争のパターン——敗北というものを、私達が60年も70年も敗北をきつたということの中からもう一度真の意味で帝国主义を打倒していく大衆的な運動というものを、大衆的政治闘争から革命的な政治闘争のもう一度の準備をとおして、そして労働者、学生との統一戦線の形成等々が、現在のこういう一つの過渡期というものを抜け出すことができないうふうには私は思ふわけです。私が大学に入つたのが、丁度61年、62年頃で、ほぼ10年近くこういう運動をやつてきて結局負けましたという実感があるものすごくあるわけですね。ただこういうことはやっちゃいけないという、絶対やっちゃいけないということについては、やっぱりもうはつきりしたわけだし、そういう中でもう一度私達が、一体私達がどこで敗北して、何に敗

北したのかってことの重要な問題、つまり私達がそういう組織の問題において敗北したということの問題をとことん突き詰めていく、そういうことをとおして私達はもう一度運動を組織しなおす必要があるのじゃないか、私はそういうふうに思うわけですね。最後の方はかなりまとまりがつかなくなってしまうわけですから、一応、裁判に関する問題と、4・28沖繩闘争に関する問題と、それから現在、つまりこのままの、支配者にとっても支配される側にとってもこのままの今までの通りのやり方ではやっていけないというようになそういう一つの情勢の進化の中で、どういうことをやるべきなのか、何が立ち遅れているのかという問題について、以上三点、私の意見を述べたわけです。あとはシンポジウムだそうで、皆さんの意見をお互いに聞いて理解を深めたいと思います。以上です。

注 これは講演に加筆したものです。

われわれの革命

—— 同大2.1決戦統一被告団 ——
冒頭陳述集

発行日 75年2月1日

連絡先 同志社大学学生会館別館
1F Ⅱ部SCA同大救対気付

